

第 1 章

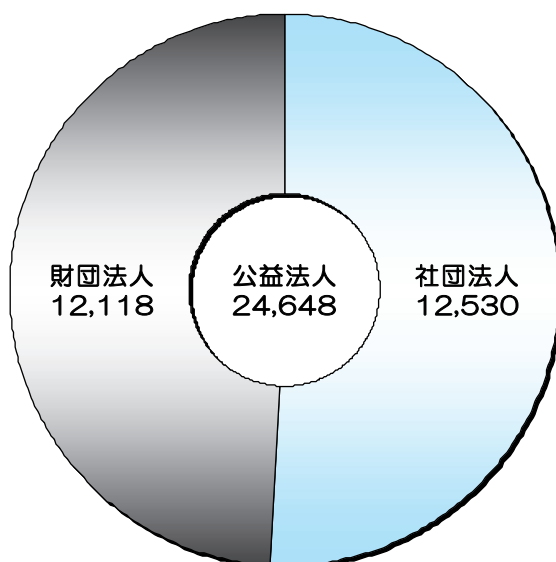
公益法人の現況

第 1 節 基礎的事項

1. 公益法人の数

平成 19 年 10 月 1 日現在の公益法人数は 24,648 法人であり、うち社団法人が 12,530 法人、財団法人が 12,118 法人である（図 1-1-1）。

図 1-1-1 公益法人数



すべての公益法人は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督を受けている。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1 府 11 省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、法務省〔現在のところ所管する法人は存在しない。〕、財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。したがって、所管官庁は、本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会の 4 所管類型に区分されることになる（詳細は、第 2 章第 3 節参照）。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示したものが図 1-1-2、また、所管官庁別法人数を示したものが表 1-1-3 である。

図1-1-2 所管類型別法人数

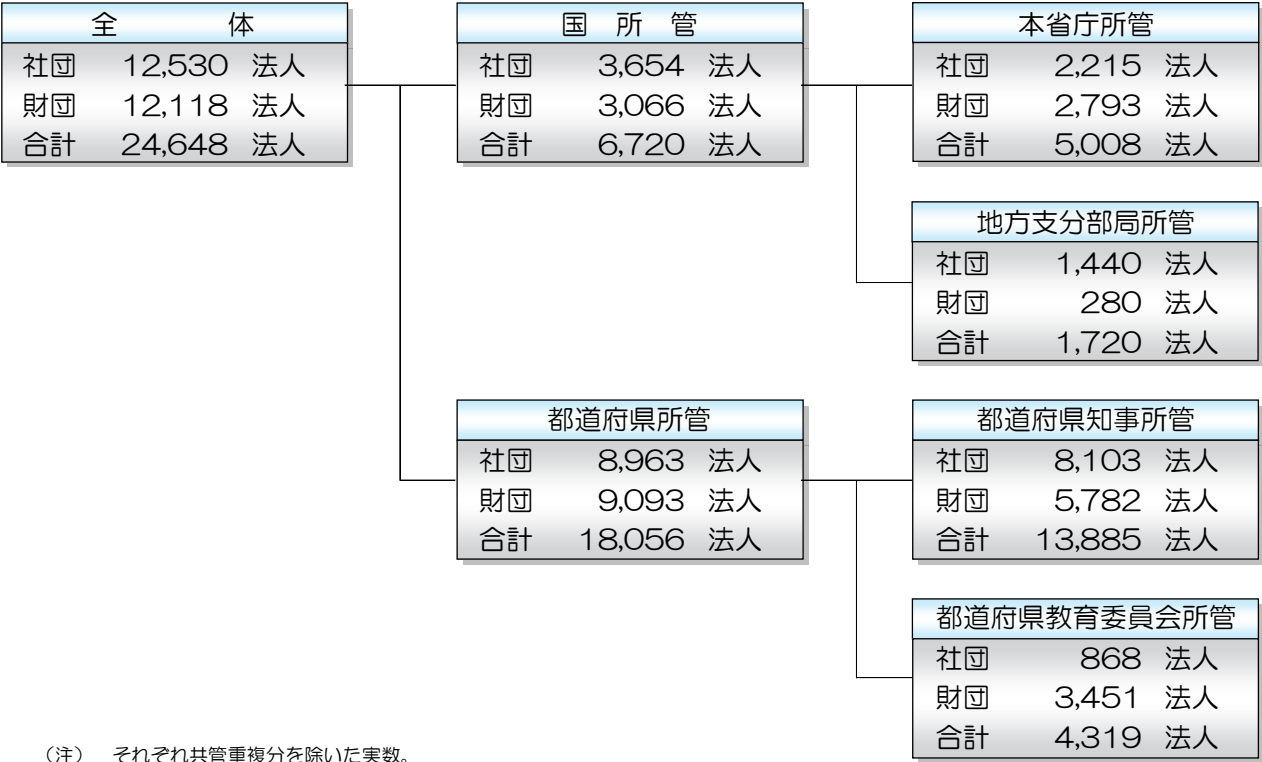


表1-1-3 所管官庁別法人数

■総計									
	延べ数				実数				
	社 団	財 団	合 計	前年合計	社 団	財 団	合 計	前年合計	
国 所 管	3,848	3,340	7,188	7,243	3,654	3,066	6,720	6,776	
都 道 府 県 所 管	8,971	9,233	18,204	18,402	8,963	9,093	18,056	18,253	
合 計	12,819	12,573	25,392	25,645	12,530	12,118	24,648	24,893	

■国所管									
	本 省 庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計
内 閣 府	41	46	87	-	-	-	41	46	87
警 察 庁	22	26	48	-	-	-	22	26	48
金 融 庁	37	16	53	78	1	79	115	17	132
総 務 省	71	156	227	61	14	75	132	170	302
法 務 省	112	25	137	-	-	-	112	25	137
外 務 省	92	127	219	-	-	-	92	127	219
財 務 省	18	37	55	651	2	653	669	39	708
文 部 科 学 省	618	1,333	1,951	-	-	-	618	1,333	1,951
厚 生 労 働 省	289	445	734	233	124	357	522	569	1,091
農 林 水 産 省	275	162	437	-	-	-	275	162	437
経 済 産 業 省	464	354	818	-	-	-	464	354	818
国 土 交 通 省	310	270	580	426	137	563	735	407	1,142
環 境 省	42	48	90	1	2	3	43	50	93
防 衛 省	7	15	22	-	-	-	7	15	22
省 庁 合 計	2,215	2,793	5,008	1,440	280	1,720	3,654	3,066	6,720

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

■都道府県所管

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前 年 合 計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北 海 道	465	248	713	14	125	139	479	369	848	864
青 森 県	164	82	246	18	90	108	182	171	353	356
岩 手 県	167	88	255	15	54	69	182	141	323	325
宮 城 県	149	112	261	15	55	70	164	167	331	334
秋 田 県	142	65	207	7	40	47	149	105	254	258
山 形 県	136	75	211	15	110	125	151	180	331	333
福 島 県	159	121	280	7	80	87	166	200	366	372
茨 城 県	174	132	306	5	38	43	179	166	345	345
栃 木 県	135	100	235	12	65	77	146	154	300	302
群 馬 県	169	117	286	15	45	60	184	161	345	348
埼 玉 県	247	141	388	7	43	50	254	181	435	441
千 葉 県	215	159	374	11	72	83	226	223	449	453
東 京 都	361	206	567	52	242	294	412	433	845	849
神 奈 川 県	277	214	491	33	102	135	309	308	617	622
新 潟 県	192	157	349	17	64	81	209	218	427	431
富 山 県	115	93	208	3	56	59	118	144	262	267
石 川 県	144	125	269	12	60	72	156	181	337	343
福 井 県	141	93	234	8	44	52	149	131	280	286
山 梨 県	101	65	166	9	43	52	110	106	216	216
長 野 県	187	121	308	40	101	141	227	222	449	454
岐 阜 県	164	112	276	10	69	79	174	178	352	355
静 岡 県	221	131	352	164	71	235	382	201	583	594
愛 知 県	256	174	430	9	98	107	265	268	533	541
三 重 県	129	80	209	25	54	79	154	131	285	286
滋 賀 県	131	91	222	6	74	80	137	157	294	296
京 都 府	175	156	331	19	176	195	194	329	523	522
大 阪 府	372	326	698	36	161	197	407	484	891	905
兵 庫 県	209	199	408	41	141	182	250	336	586	590
奈 良 県	107	132	239	11	54	65	118	179	297	297
和 歌 山 県	112	71	183	38	68	106	150	139	289	295
鳥 取 県	83	79	162	3	38	41	86	117	203	209
島 根 県	119	109	228	8	58	66	127	164	291	294
岡 山 県	176	165	341	8	66	74	183	229	412	416
広 島 県	182	184	366	19	85	104	201	268	469	471
山 口 県	189	112	301	16	68	84	205	179	384	398
徳 島 県	101	68	169	10	25	35	111	93	204	209
香 川 県	100	100	200	6	58	64	106	155	261	261
愛 媛 県	101	82	183	12	67	79	113	146	259	259
高 知 県	122	107	229	13	61	74	135	168	303	313
福 岡 県	268	200	468	23	138	161	291	338	629	635
佐 賀 県	96	68	164	8	44	52	104	108	212	213
長 崎 県	164	105	269	6	37	43	170	141	311	314
熊 本 県	129	73	202	7	46	53	136	119	255	255
大 分 県	137	103	240	15	30	45	152	133	285	287
宮 崎 県	136	75	211	7	33	40	143	108	251	255
鹿 児 島 県	162	85	247	12	62	74	174	146	320	324
沖 縄 県	122	81	203	21	40	61	143	118	261	260
都 道 府 県 合 計	8,103	5,782	13,885	868	3,451	4,319	8,963	9,093	18,056	18,253

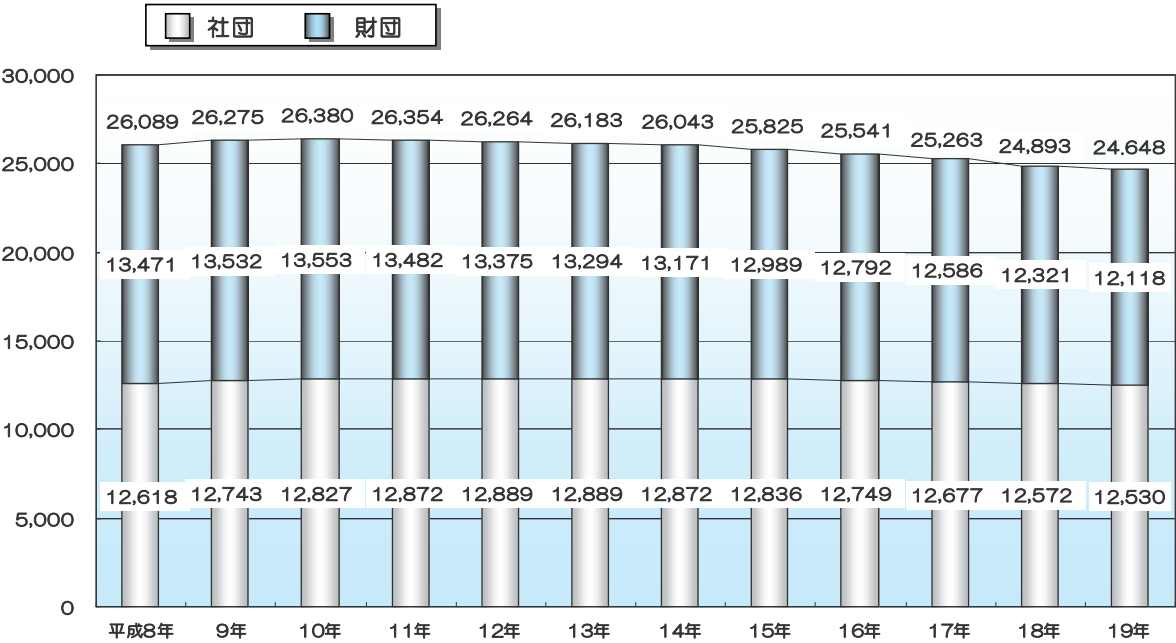
(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

2. 公益法人数の推移

平成8年以降の公益法人数（実数）の推移は、図 1-1-4 のとおりである。公益法人数は平成 10 年の 26,380 法人をピークに減少に転じ、平成 19 年 10 月 1 日現在の公益法人数は、前年同期の公益法人数に比べ、全体で 245 法人（1.0%）減少した。

国所管法人は 56 法人（0.8%）減少し、7 年連続で減少した。また、都道府県所管法人も 197 法人（1.1%）減少し、減少傾向が続いている。

図 1-1-4 法人数の推移



3. 性格別法人数

公益法人は、非営利（構成員に配当を行わない。）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る。）を目的とする法人であるが、その設立に当たっては、所管官庁の裁量が広範であるため、時代及び所管官庁によって公益性の判断の基準が異なっている。また、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていた法人であっても、現在の基準から判断すると公益性に乏しい法人又は公益性が認められない法人も少なからず存在している。

表 1-1-5 は、各所管官庁が、現在の公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

- ① 「本来の公益法人」とは、その目的・事業に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格を持っている法人のことである。これに該当する法人は 20,711 法人（公益法人全体の 84.0%）あった。
- ② 「互助・共済団体等」とは、その目的・事業が、公益（不特定多数の者の利益を図る。）というよりは、共益（構成員相互の利益を図る。）と考えられる法人のことであり、互助会、共済会、同窓会等が挙げられる。これに該当する法人は 3,760 法人（15.3%）あった。
- ③ 「営利法人等転換候補」とは、その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている法人のことであり、29 法人（0.1%）あった。これらの法人は、公益性を高めたり、新たに公益性の高い事業を付加する措置が講じられていない法人であって、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に従って、株式会社等に転換することなどが必要である（第 2 章

第3節参照)。この指針に従って平成19年度に営利転換を行った法人が1法人あった。また、営利競合していた法人であって、事業譲渡の上、解散した法人が1法人あった〔資料26〕。

- ④ 「その他」とは、上記の3分類に従って、法人の性格を調査時点で分類できなかったものであり、148法人(0.6%)であった。

法人の性格については、それぞれの類型に応じて指導監督の方法も異なるため、的確に把握することが必要である。

表1-1-5 性格別法人数

所管官庁		法人数	性格別法人数					
			本 公 益 法 人	互 助 ・ 共 済 等	営 利 法 人 等 候 補	そ の 他		
国所管	社団	3,654	3,478	176	0	0		
	財団	3,066	3,037	27	1	1		
都道府県所管	社団	8,963	6,083	2,804	17	59		
	財団	9,093	8,239	755	11	88		
合 計		24,648	20,711	3,760	29	148		
		比率(%)	84.0	15.3	0.1	0.6		

4. 新設法人数

平成8年以降の新設法人数は、表1-1-6のとおりである。平成19年は114法人と、平成8年の434法人と比べると4分の1程度に減少している（各年の数値は、調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの1年間における新設法人数である。）。

表1-1-6 新設法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
国所管	社団	46	28	28	29	17	19	15	9	11	17	14	6
	財団	34	23	20	18	9	27	9	10	7	10	10	13
	合計	80	51	48	47	26	46	24	19	18	27	24	19
都道府県所管	社団	160	138	101	82	72	90	82	87	53	81	94	72
	財団	194	145	117	83	73	66	41	39	26	44	33	24
	合計	354	283	218	165	145	156	123	126	79	125	127	96
全体	社団	206	166	128	111	89	109	97	96	64	98	107	78
	財団	228	166	137	101	82	93	50	48	33	54	43	36
	合計	434	332	265	212	171	202	147	144	97	152	150	114

5. 解散法人数

平成8年以降の解散法人数は、表1-1-7のとおり、おおむね増加傾向にある。平成19年の解散法人数は、361法人であった（平成18年に比べ164法人減）。

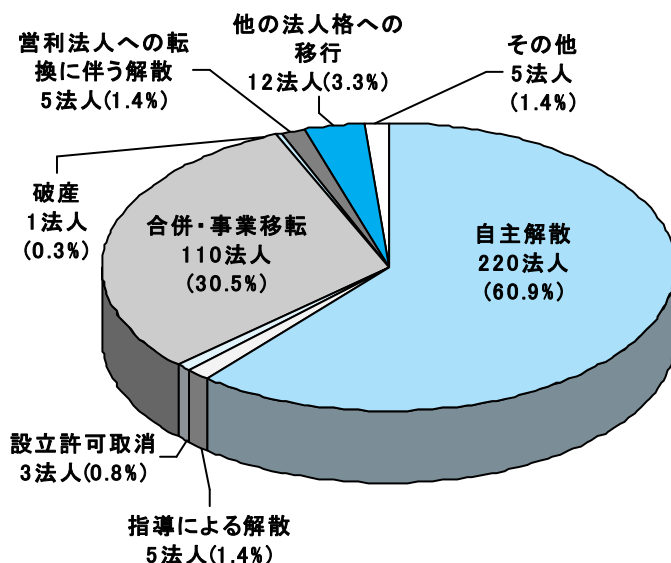
表1-1-7 解散法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
国所管	社団	19	10	16	16	23	30	39	54	85	34	44	35
	財団	170	14	15	22	21	32	39	44	46	42	48	42
	合計	189	24	31	38	44	62	78	98	131	76	92	77
都道府県所管	社団	37	41	46	70	57	87	83	118	76	136	193	97
	財団	115	108	126	158	179	153	153	226	195	212	260	196
	合計	152	149	172	228	236	240	236	344	271	348	453	293
全体	社団	56	51	62	86	80	116	120	170	161	169	217	123
	財団	285	121	141	180	200	183	192	269	241	253	308	238
	合計	341	172	203	266	280	299	312	439	402	422	525	361

図 1-1-8 は、平成 19 年に解散した 361 法人について、その解散事由を、①自主解散、②指導による解散、③設立許可取消、④合併・事業移転、⑤破産、⑥営利法人への転換に伴う解散、⑦他の法人格への移行及び⑧その他の 8 類型に分類したものである。なお、この分類は、民法第 68 条に規定されている解散事由とは異なる。

- ① 「自主解散」とは、定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（民法第 68 条第 1 項第 1 号）、事業の成功又は成功の不能（同項第 2 号）、社団法人については社員総会の決議等（同条第 2 項）のように法人が自らの意思により解散した場合であり、分類した中で最も多く、220 法人（60.9%）であった。
- ② 「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導や解散勧告等によって解散した場合（形式的には自主解散と同じになる。）であり、5 法人（1.4%）であった。
- ③ 「設立許可取消」とは、休眠状態の場合や目的外事業その他公益を害するような行為を行った場合に、所管官庁が民法第 71 条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、3 法人（0.8%）であった。
- ④ 「合併・事業移転」とは、民法上合併に関する規定はないが、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的公益法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものであり、110 法人（30.5%）であった。
- ⑤ 「破産」とは、破産原因（支払不能、支払停止及び債務超過に陥った場合）が発生した場合に、破産法〔平成 16 年法律第 75 号〕の規定に従い破産手続開始の決定を受け解散した場合であり、1 法人（0.3%）であった。
- ⑥ 「営利法人への転換に伴う解散」とは、公益法人の営利法人等への転換に関する指針（第 2 章第 3 節参照）に従って営利法人に転換したことに伴い解散した場合であり、5 法人（1.4%）であった。
- ⑦ 「他の法人格への移行」とは、社会福祉法人等への組織変更（広義の公益法人への移行）の場合であり、12 法人（3.3%）であった。
- ⑧ 「その他」とは、地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕に基づく地縁による団体等への移行の場合であり、5 法人（1.4%）であった。

図 1-1-8 解散類型別法人数

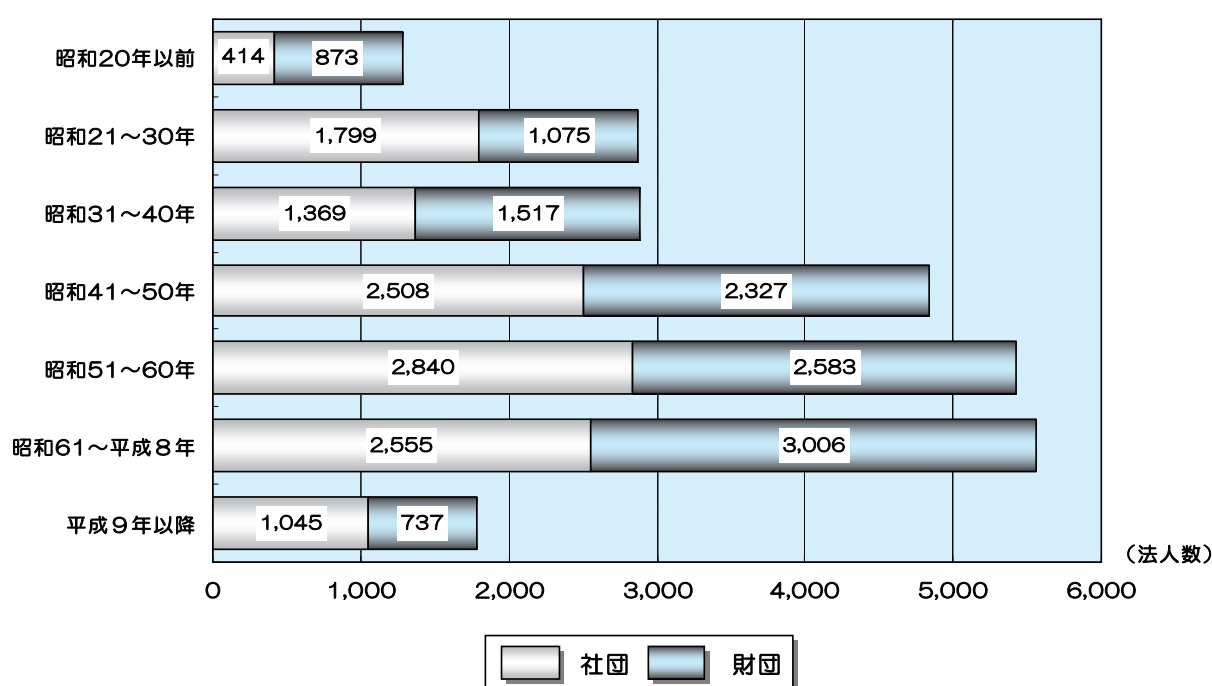


6. 設立年代別法人数

設立年代別の公益法人数及び社団法人・財団法人の比率を示したものが図 1-1-9 である。これは、平成 19 年 10 月 1 日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる。

平成 19 年 10 月 1 日現在において活動している法人の約 7 割が昭和 41 年以降の設立である。「昭和 20 年以前」について見ると、明治期設立が 204 法人、大正期設立が 339 法人、昭和元年から 20 年設立が 744 法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、明治 17 年 2 月 21 日（現行民法施行前）に設立された（社）報徳遠譲社第三分社船明東社（静岡県教育委員会所管）である。

図 1-1-9 設立年代別法人数



7. 主務官庁別法人数

都道府県知事及び都道府県教育委員会も公益法人の指導監督等を行っているが、これは、都道府県知事その他の執行機関が主務官庁の権限に属する事務を処理することができる旨の民法の規定（第 84 条の 2）を受けて行っているものであり、主務官庁は都道府県所管法人にも存在する。そこで、所管類型（本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会）ごとに主務官庁別の公益法人数を示したものが表 1-1-10 である。なお、より詳細に実態を把握するため、民法上の主務官庁ではなく国務大臣を長とする内閣府の外局を加えた 14 省庁別に区分している。また、国所管法人と同じように、都道府県知事所管法人についても、目的が広範囲に及び法人は主務官庁が複数になるものがあるため、延べ法人数（25,668 法人）は、実際の法人数（24,648 法人）より多くなる。

最も多いのは厚生労働省関連法人で、7,431 法人（28.9%）と全体の約 3 割を占めている。これは、以前から医療や雇用の問題に取り組む法人が多かったことに加え、福祉の充実や高齢者問題といった最近注目されているテーマに関連した法人が多いことによるものと考えられる。

次に多いのが文部科学省関連法人で、6,738 法人（26.3%）であった。これは、民法第 34 条に挙

げられている5つの目的のうち、「慈善」を除く「学術、技芸、祭祀、宗教」の4分野は文部科学省の所掌事務に関連していることが大きく影響していると考えられる。

厚生労働省と文部科学省関連の法人で全体の半数以上を占めており、以下、国土交通省、経済産業省、農林水産省と続いている。

表 1－1－10 主務官庁別法人数

	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県 教育委員会	合 計	割合（％）
内 閣 府	87	－	148	－	235	0.9
警 察 庁	48	－	518	－	566	2.2
金 融 庁	53	79	49	－	181	0.7
総 務 省	227	75	1,450	－	1,752	6.8
法 務 省	137	－	0	－	137	0.5
外 務 省	219	－	112	－	331	1.3
財 務 省	55	653	0	－	708	2.8
文 部 科 学 省	1,951	－	468	4,319	6,738	26.3
厚 生 労 働 省	734	357	6,340	－	7,431	28.9
農 林 水 産 省	437	－	1,613	－	2,050	8.0
経 済 産 業 省	818	－	1,677	－	2,495	9.7
国 土 交 通 省	580	563	1,450	－	2,593	10.1
環 境 省	90	3	330	－	423	1.6
防 衛 省	22	－	6	－	28	0.1
省 庁 別 合 計	5,458	1,730	14,161	4,319	25,668	100.0

（注） 合計は、省庁・都道府県のどちらにおいても共管重複分を除いていない単純合計。

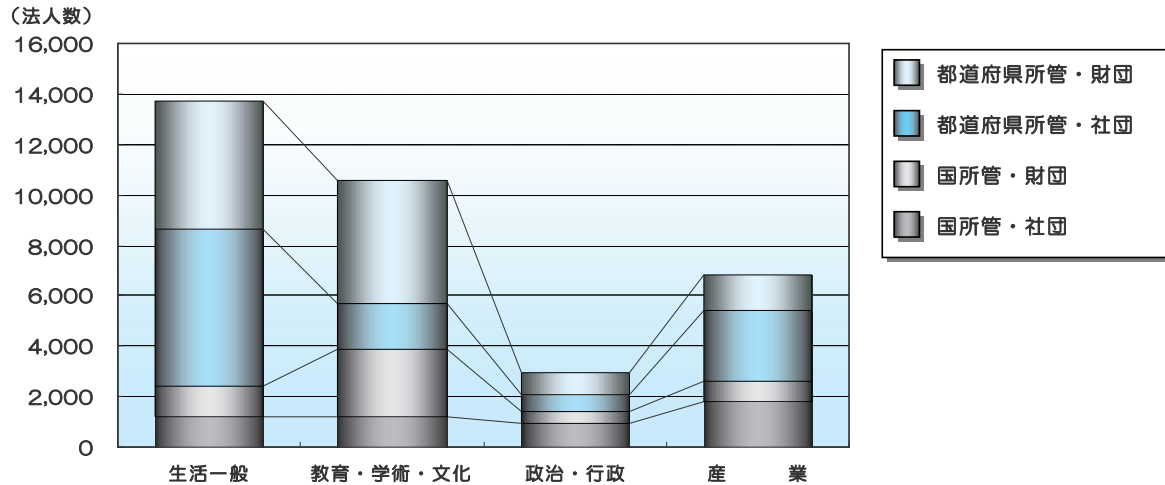
8. 設立目的別法人数

公益法人の設立目的を、①生活一般、②教育・学術・文化、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが図表 1-1-11 である。公益法人概況調査においては、小分類の中から主たる設立目的を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数（25,392 法人）に対する百分率である。

大別した4分類では、「生活一般」が 13,697 法人（53.9%）と最多であり、次に「教育・学術・文化」が 10,556 法人（41.6%）、「産業」が 6,860 法人（27.0%）、「政治・行政」が 2,977 法人（11.7%）と続いている。

小分類項目では、「保健・衛生・医療」が 3,868 法人（15.2%）と最も多い。これは、医師会や薬剤師会といった法人の目的分野であり、そのため、都道府県所管の社団法人の数が目立っている。次に多いのが「教育」の 2,874 法人（11.3%）である。これは、各種学校や美術館、博物館、図書館等の運営を行っている法人が掲げる目的であり、都道府県所管の財団法人が多い。3 番目は「職業・労働」の 2,100 法人（8.3%）であり、都道府県所管の社団法人が多い。

図表1-1-11 設立目的別法人数



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	25,392	—	3,848	3,340	8,971	9,233
生活一般の小計	13,697	53.9	1,224	1,191	6,222	5,060
家庭生活	174	0.7	8	17	124	25
保健・衛生・医療	3,868	15.2	194	338	2,494	842
体育・レクリエーション	1,697	6.7	188	168	365	976
保 育	199	0.8	4	1	15	179
福祉・援護	1,889	7.4	96	183	649	961
職業・労働	2,100	8.3	314	128	1,284	374
福利・共済	1,102	4.3	57	163	335	547
居住・生活環境	1,054	4.2	82	73	298	601
安 全	921	3.6	147	59	421	294
その他の生活一般	693	2.7	134	61	237	261
教育・学術・文化の小計	10,556	41.6	1,237	2,619	1,822	4,878
教 育	2,874	11.3	212	429	686	1,547
育英・奨学	1,490	5.9	26	410	53	1,001
学術・研究	1,887	7.4	379	811	309	388
文化・芸術	1,964	7.7	198	297	207	1,262
報道・出版	313	1.2	139	92	46	36
宗教関係	215	0.8	13	57	18	127
国際交流	1,070	4.2	218	446	178	228
その他の教育学術	743	2.9	52	77	325	289
政治・行政の小計	2,977	11.7	966	416	681	914
政治・行政	273	1.1	53	56	87	77
財政・経済	833	3.3	710	41	66	16
総合計画	92	0.4	13	27	14	38
地方行政	703	2.8	37	54	168	444
自然・環境	499	2.0	45	81	163	210
国際関係	324	1.3	76	134	62	52
その他の政治行政	253	1.0	32	23	121	77
産業の小計	6,860	27.0	1,795	810	2,824	1,431
金融・保険	194	0.8	121	24	44	5
農林水産	1,988	7.8	263	122	952	651
通商産業	1,847	7.3	426	271	713	437
運輸・交通	617	2.4	420	133	43	21
建設	941	3.7	168	52	618	103
通信	199	0.8	99	57	40	3
情報	615	2.4	218	106	179	112
その他の産業	459	1.8	80	45	235	99
合 計	34,090	—	5,222	5,036	11,549	12,283

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

9. 事業種別法人数

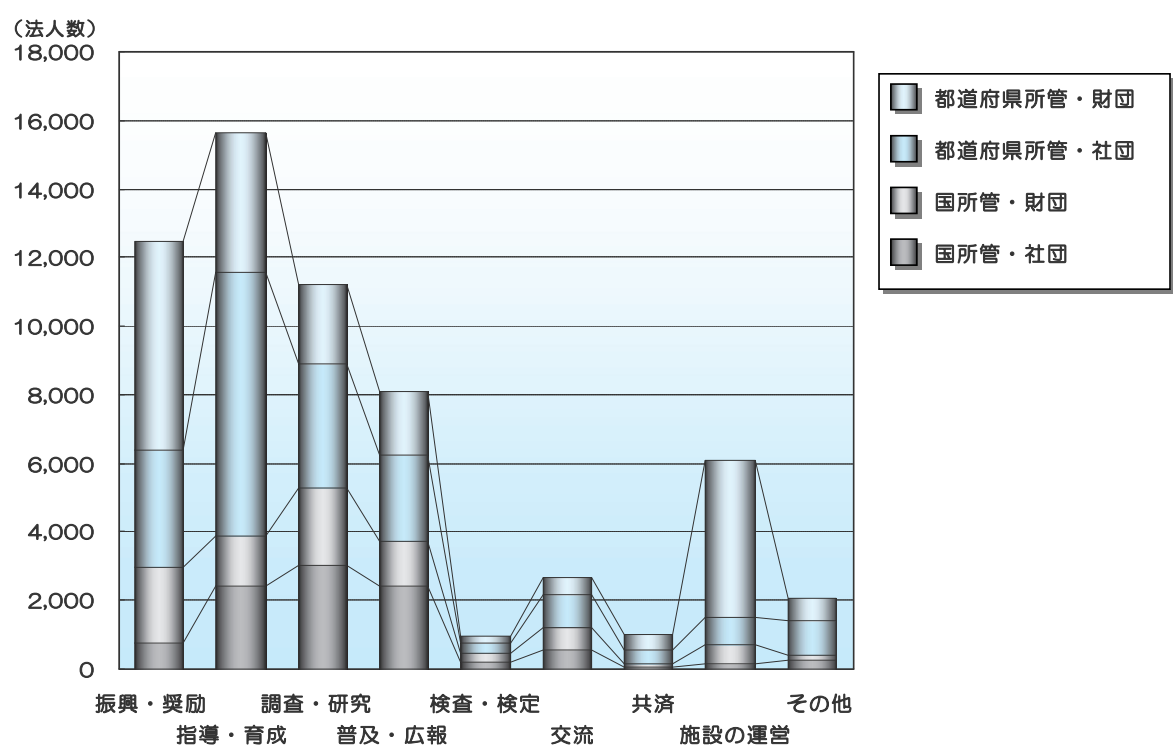
公益法人の設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが図表 1-1-12 である。公益法人概況調査では、主たる設立目的の一つに対して、主たる事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。また、割合欄の数値は延べ法人数（25,392 法人）に対する百分率である。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で 15,623 法人（61.5%）あった。具体的には、教育・訓練、相談、研修会・講習会といった事業であり、社団法人に多く見られる。

次に多いのが「振興・奨励」で 12,460 法人（49.1%）あり、振興、助成・給付、貸与、表彰及び信用保証といった金銭給付を伴うものがあるため、財団法人に多く見られる。

以下、「調査・研究」の 11,225 法人（44.2%）、「普及・広報」の 8,070 法人（31.8%）と続くが、それ以外では「施設の運営」が都道府県所管の財団法人に非常に多いことが特徴的である。これは、これらの財団法人が、地方自治体が建設した会館その他の施設の管理等を行っているためと考えられる。

図表 1-1-12 事業種別法人数



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	25,392	—	3,848	3,340	8,971	9,233
振興・奨励の小計	12,460	49.1	778	2,196	3,406	6,080
振 興	5,525	21.8	454	512	2,237	2,322
助 成 ・ 給 付	4,448	17.5	131	1,248	513	2,556
貸 与	589	2.3	13	91	61	424
表 彰	597	2.4	65	209	108	215
信 用 保 証	90	0.4	18	16	19	37
その他の振興・奨励	1,211	4.8	97	120	468	526
指導・育成の小計	15,623	61.5	2,401	1,456	7,704	4,062
教 育 ・ 訓 練	2,729	10.7	416	344	1,148	821
相 談	1,314	5.2	138	115	605	456
研 修 会 ・ 講 習 会	7,558	29.8	1,309	665	3,962	1,622
その他の指導・育成	4,022	15.8	538	332	1,989	1,163
調査・研究の小計	11,225	44.2	3,023	2,266	3,631	2,305
研 究	4,413	17.4	1,269	998	1,249	897
情 報 の 収 集	2,371	9.3	645	424	836	466
情報資料の作成・分析等	1,086	4.3	339	260	286	201
その他の調査・研究	3,355	13.2	770	584	1,260	741
普及・広報の小計	8,070	31.8	2,414	1,289	2,537	1,830
普 及	4,795	18.9	1,468	649	1,523	1,155
雑 誌 ・ 図 書 の 出 版	923	3.6	339	321	112	151
説 明 会	219	0.9	129	12	58	20
その他の普及・広報	2,133	8.4	478	307	844	504
検査・検定の小計	953	3.8	199	272	263	219
検 査 ・ 検 定	555	2.2	73	144	186	152
資 格 の 付 与 ・ 指 定	166	0.7	89	51	17	9
証 明	107	0.4	20	46	25	16
その他の検査・検定	125	0.5	17	31	35	42
交流の小計	2,647	10.4	532	684	953	478
連 絡	289	1.1	98	27	127	37
国 内 交 流	526	2.1	79	71	282	94
国 際 交 流	1,323	5.2	311	534	239	239
その他の交流	509	2.0	44	52	305	108
共済の小計	990	3.9	55	73	402	460
共 同 ・ 共 済	598	2.4	37	40	209	312
補 償	144	0.6	11	15	77	41
その他の共済	248	1.0	7	18	116	107
施設の運営の小計	6,097	24.0	152	560	801	4,584
会 館 ・ 施 設 の 建 設	340	1.3	29	47	64	200
会 館 ・ 施 設 の 管 理	3,003	11.8	42	190	357	2,414
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	695	2.7	28	62	127	478
会 館 ・ 施 設 の 公 開	400	1.6	2	49	19	330
その他の施設の運営	1,659	6.5	51	212	234	1,162
その他	2,065	8.1	229	166	993	677
合 計	60,130	—	9,783	8,962	20,690	20,695

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

10. 社団法人における民法上の社員

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

社員数の規模別法人数を示したものが図表 1-1-13 である。これによると、99 社員以下の小規模法人が 5,167 法人と4割以上を占めている（この中に社員数0の法人が 25 法人含まれているが、民法の規定によれば、社員の欠亡は解散事由に当たるため、主務官庁による指導が必要である。）。次に多いのが、100 社員以上 499 社員以下の区分で 4,126 法人（32.9%）であり、ここまでの区分で全体の約4分の3を占める。5,000 社員以上を擁する法人は 426 法人で、このうち5万社員以上の法人も

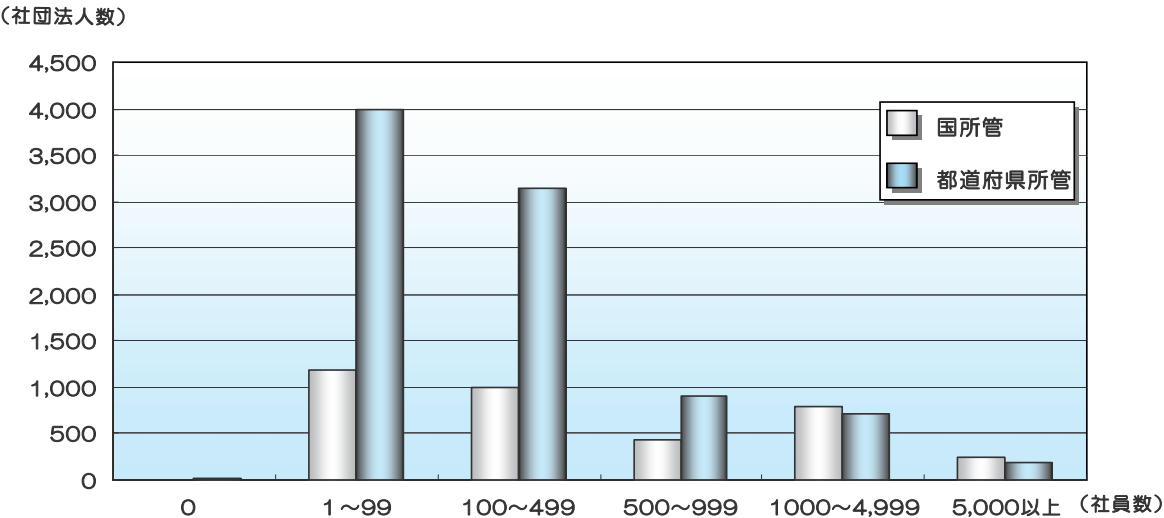
25 法人あった。

1 法人当たりの平均社員数は 1,074 社員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値^(注)は 148 社員であった。

国所管法人と都道府県所管法人とを比較すると、活動範囲等の違いから、国所管法人の方に大規模法人が多い（5,000 社員以上の場合、国所管法人が 239 法人、都道府県所管法人が 187 法人）。

図表 1－1－13 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						合 計 社 員 数	平均社員数
		0社員	1～99社員	100～499社員	500～999社員	1000～4,999社員	5,000社員以上		
国 所 管	3,654	6	1,193	994	430	792	239	7,421,123	2,031
都道府県所管	8,963	19	3,997	3,138	906	716	187	6,077,823	678
合 計	12,530	25	5,142	4,126	1,317	1,494	426	13,460,516	1,074
	比率(%)	0.2	41.0	32.9	10.5	11.9	3.4		
前 年 合 計	12,572	28	5,164	4,130	1,324	1,493	433	13,358,492	1,063
	比率(%)	0.2	41.1	32.9	10.5	11.9	3.4		



1 1．財団法人における基本財産

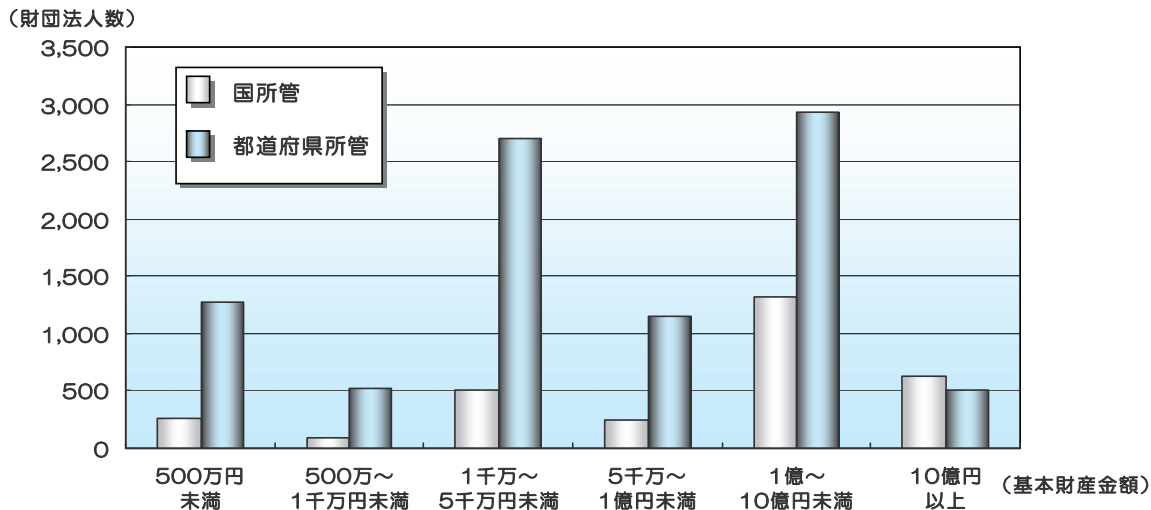
基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、公益活動を行うための基本となる重要な財産であるため、その管理運用に当たっては、基本財産の減少は厳に避ける必要がある。また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」〔平成8年9月20日閣議決定〕（資料3。以下「指導監督基準」という。）においては、財団法人の財務及び会計について、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入や恒常的な賛助金収入等があることが必要であると規定されている。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表 1-1-14 である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。最も多い区分が1 億円以上 10 億円未満の 4,236 法人（35.0%）、次に多いのが1 千万円以上 5 千万円未満の 3,190 法人（26.3%）、次いで 500 万円未満の 1,543 法人（12.7%）となり、基本財産規模の小さい法人も相当数を占めている。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、中央で全数を2等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。

図表1-1-14 基本財産規模別法人数

所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円未満	1億円以上 10億円 未満	10億円 以上		
国 所 管	3,066	267	97	507	244	1,314	637	3,778,085	1,232
都道府県所管	9,093	1,281	518	2,700	1,157	2,932	505	2,927,577	322
合 計	12,118	1,543	612	3,190	1,396	4,236	1,141	6,699,923	553
	比率(%)	12.7	5.1	26.3	11.5	35.0	9.4		
前 年 合 計	12,321	1,597	617	3,273	1,409	4,351	1,074	5,088,206	413
	比率(%)	13.0	5.0	26.6	11.4	35.3	8.7		



12. 賛助会員等

近年、社団法人、財団法人を問わず何らかの会員制度を採っている公益法人が増加してきている。そこで、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問わない。）を賛助会員等として調査した結果を示したものが表1-1-15である。

全法人の約7割が、賛助会員等の制度を有しないか、又は、当該制度を有しているが実際に会員が存在しない法人であった。賛助会員等が1会員以上いる法人は7,385法人であるが、そのうちの6割以上が100会員未満と小規模な法人である。しかしながら、賛助会員等の合計は約4,101万会員、1法人あたりの平均会員数は5,553会員であった。これは、極めて多数の賛助会員等を有する法人が存在するためであり、賛助会員等がいる法人における中央値は54会員であった。

表1-1-15 賛助会員等規模別法人数

所管官庁	法人数	賛助会員等規模別法人数						賛助会員等 合計会員数	賛助会員等 平均会員数
		制度なし 又は0会員	1～ 99会員	100～ 499会員	500～ 999会員	1,000～ 4,999会員	5,000 会員以上		
国所管	社団	3,654	2,025	1,116	278	44	98	93	23,565,201
	財団	3,066	1,871	500	319	105	143	128	7,542,353
都道府県所管	社団	8,963	5,933	2,395	472	62	43	58	2,608,431
	財団	9,093	7,519	477	508	154	227	208	7,308,526
合 計	24,648	17,263	4,457	1,574	363	504	487		41,010,312
	比率(%)	70.0	18.1	6.4	1.5	2.0	2.0		5,553
前 年 合 計	24,893	17,613	4,417	1,533	342	501	487		42,020,532
	比率(%)	70.8	17.7	6.2	1.4	2.0	2.0		5,772

(注) 賛助会員等平均会員数は、制度なし又は0会員を除いた法人数についての平均会員数。

第2節 個別事項の分析

1. 役職員の状況

(理事)

理事は、民法上法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等についての規定が設けられている。

指導監督基準

- ・ 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ・ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。

理事数の規模別に法人数を示したものが表 1-2-1 である。理事の合計は 38 万 6,813 人で、1 法人あたりの平均理事数は 15.7 人、中央値は 12 人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19 人の法人の 11,342 法人（46.0%）で半数近くを占めている。また、0～9 人の法人も 7,759 法人（31.5%）と多く、3 番目に多い 20～29 人の法人と合わせて全体の 9 割以上がこれらの範囲に収まっている。

理事数が多い法人として、100 人以上の法人が 55 法人あった。理事数が特に多い法人については、理事会が法人にとって負担になったり、その機能が形骸化したりすることもあり、法人の事業規模、内容等に応じた適切な理事数とする必要がある。

一方、理事数が少ない法人については、2 人以下の法人が 57 法人あった。理事数があまり少数であると法人の適正な運営を確保することが困難になり、特定の理事の専横を招くおそれがあるため、十分に注意する必要がある。

なお、社団法人と財団法人の平均理事数とを比較すると、社団法人の方が財団法人より多い。

表 1-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上		
国所管	社団	3,654	354	1,161	953	469	239	478	103,772	28.4
	財団	3,066	1,178	1,420	339	83	31	15	40,710	13.3
都道府 県所管	社団	8,963	1,856	4,924	1,583	379	120	101	142,895	15.9
	財団	9,093	4,407	3,887	617	139	31	12	101,506	11.2
合 計		24,648	7,759	11,342	3,462	1,058	421	606	386,813	15.7
		比率(%)	31.5	46.0	14.0	4.3	1.7	2.5		
前 年 合 計		24,893	7,836	11,432	3,519	1,061	432	613	390,842	15.7
		比率(%)	31.5	45.9	14.1	4.3	1.7	2.5		

また、理事の任期について示したものが表 1-2-2 である。これによると、任期を2年もしくは2年未満としている法人が 21,674 法人（87.9%）と、全体の 9 割近くを占めている。

なお、今後移行する新たな公益法人制度においては、理事の任期は2年以内とされている。

表1-2-2 理事任期別法人数

所管官庁		法人数	理事任期別法人数			
			任期の定め無し	2年未満	2年	2年超
国所管	社団	3,654	9	105	3,457	83
	財団	3,066	7	21	2,793	245
都道府県所管	社団	8,963	41	833	7,068	1,021
	財団	9,093	104	200	7,322	1,467
合 計		24,648	161	1,159	20,515	2,813
		比率(%)	0.7	4.7	83.2	11.4

(常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であり、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営に関わるものである。ただし、経常的な業務の執行は、通常、常勤理事（公益法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している理事としている。）により行われることが多く、その規模別に法人数を示したものが表1-2-3である。

これによると、常勤理事の合計は18,802人、1法人当たりの平均常勤理事数は0.8人であった。また、約半数の法人に常勤理事がいないことが分かる。常勤理事がいない法人は、国所管法人では約3割だが、都道府県所管法人では6割近くに達している。これらの法人においては、日常業務の執行は事務局職員に任せていること等が考えられる。

常勤理事が0人に次いで多い区分が1人の8,434法人(34.2%)であり、2人の2,091法人(8.5%)と合わせて全体の9割以上の法人は常勤理事が2人以下である。また、財団法人の方が社団法人より常勤理事数が多い傾向があり、理事数の場合と逆になっている。

表1-2-3 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,654	1,318	1,671	399	136	60	70	3,593	1.0
	財団	3,066	827	1,145	527	275	130	162	4,584	1.5
都道府県所管	社団	8,963	5,830	2,666	305	83	33	46	4,116	0.5
	財団	9,093	4,747	2,978	875	286	110	97	6,641	0.7
合 計		24,648	12,649	8,434	2,091	777	328	369	18,802	0.8
		比率(%)	51.3	34.2	8.5	3.2	1.3	1.5		
前 年 合 計		24,893	12,721	8,538	2,141	790	319	384	19,115	0.8
		比率(%)	51.1	34.3	8.6	3.2	1.3	1.5		

(公務員出身理事)

公益法人概況調査においては、原則として、国または都道府県の行政機関において常勤の職員として職務に従事した者を公務員出身者としている。公務員出身者が公益法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが表1-2-4である。

国所管法人の理事のうち、国家公務員出身者は3,350法人(国所管法人数(6,720法人)の49.9%)の9,288人(国所管法人の全理事数(144,482人)の6.4%)であった。一方、都道府県所管法人の理事のうち、都道府県公務員出身者は4,996法人(都道府県所管法人数(18,056法人)の27.7%)の13,090人(都道府県所管法人の全理事数(244,401人)の5.4%)であった。

次に、国所管法人の常勤理事のうち、国家公務員出身者は1,970法人(国所管法人数(6,720法人)

の29.3%)の2,848人(国所管法人の全常勤理事数(8,177人)の34.8%、国家公務員出身理事の30.7%)であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事のうち、都道府県公務員出身者は2,285法人(都道府県所管法人数(18,056法人)の12.7%)の2,837人(都道府県所管法人の全常勤理事数(10,757人)の26.4%、都道府県公務員出身理事(13,090人)の21.7%)であった。

表1-2-4 公務員出身理事のいる法人数等

所管官庁			公務員出身理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,654	1,628	4,127	1,106	1,381
	財団	3,066	1,722	5,161	864	1,467
	合計	6,720	3,350	9,288	1,970	2,848
都道府県所管	社団	8,963	2,077	4,874	1,134	1,242
	財団	9,093	2,919	8,216	1,151	1,595
	合計	18,056	4,996	13,090	2,285	2,837

(所管官庁出身理事)

指導監督基準

理事のうち、所管する官庁の出身者(所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下)であった者は除く。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

公務員出身理事のうち、所管官庁出身理事の数を示したものが表1-2-5である。この所管官庁出身理事については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)〔資料4〕において、本省庁課長相当職以上の経験者で退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任した者等とされていたが、第164回国会(常会)における議論等を踏まえて、その定義を見直し、所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする閣議決定を平成18年8月15日に行ったところである(以下、この定義による基準を「新基準」という。)

表1-2-5 所管官庁出身理事のいる法人数等

所管官庁			所管官庁出身理事			うち常勤	
			法人数	うち3分の1を超える法人	理事数	法人数	理事数
国所管	社団	3,654	1,530	45	3,502	1,075	1,326
	財団	3,066	1,524	115	4,082	840	1,393
	合計	6,720	3,054	160	7,584	1,915	2,719
都道府県所管	社団	8,963	1,986	108	4,612	1,097	1,199
	財団	9,093	2,801	380	7,768	1,126	1,565
	合計	18,056	4,787	488	12,380	2,223	2,764

この新基準では、国所管法人における所管官庁出身理事は、3,054法人(国所管法人数(6,720法人)の45.4%)の7,584人(国所管法人の全理事数(144,482人)の5.2%、国家公務員出身理事

(9,288 人)の 81.7%)であった。一方、都道府県所管法人における所管官庁出身理事は、4,787 法人(都道府県所管法人数(18,056 法人)の 26.5%)の 12,380 人(都道府県所管法人の全理事数(244,401 人)の 5.1%、都道府県公務員出身理事(13,090 人)の 94.6%)であった。

また、所管官庁出身者が理事現在数の3分の1を超えている法人数は、平成 19 年 10 月 1 日現在では国所管法人では 160 法人、都道府県所管法人では 488 法人であったが、平成 20 年 8 月までのできる限り早い時期に新基準に適合するよう取組が行われているところである(その後、平成 20 年 8 月 14 日には、国所管法人における所管官庁出身理事が3分の1を超えていた法人は解消した。)

(同一親族・特定企業関係者理事)

指導監督基準

理事うち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。

同一親族の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は 221 法人(0.9%)、特定企業関係者の理事現在数に占める割合が3分の1を超えている法人は 231 法人(0.9%)であった(表 1-2-6)。

表 1-2-6 同一親族理事及び特定企業関係者理事の状況別法人数

■ 同一親族理事の状況別法人数

所管官庁			同一親族理事のいる法人数	うち同一親族が理事現在数の1／3を超えている法人数
		法 人 数		
国所管	社団	3,654	203	4
	財団	3,066	394	18
都道府県所管	社団	8,963	177	22
	財団	9,093	1,010	177
合 計		24,648	1,780	221
		比率(%)	7.2	0.9
前 年 合 計		24,893	1,789	244
		比率(%)	7.2	1.0

■ 特定企業関係者理事の状況別法人数

所管官庁			特定企業関係者理事のいる法人数	うち特定企業関係者が理事現在数の1／3を超えている法人数
		法 人 数		
国所管	社団	3,654	433	15
	財団	3,066	750	44
都道府県所管	社団	8,963	225	36
	財団	9,093	805	139
合 計		24,648	2,194	231
		比率(%)	8.9	0.9
前 年 合 計		24,893	2,198	230
		比率(%)	8.8	0.9

(同一業界関係者理事)

指導監督基準
理事うち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人は 6,038 法人（全法人の 24.5%）であり、都道府県所管の社団法人が多かった。これらの法人には、いわゆる互助会も含まれている。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は 3,471 法人であった（表 1-2-7）。

表 1-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の 1/2を超えている法人数	うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,654	806	177
	財団	3,066	151	28
都道府 県所管	社団	8,963	4,188	2,945
	財団	9,093	932	339
合 計		24,648	6,038	3,471
		比率 (%)	24.5	14.1
前 年 合 計		24,893	6,093	3,537
		比率 (%)	24.5	14.2

(監事)

指導監督基準
監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。

監事は、民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することとされている。監事の人数を規模別に示したものが表 1-2-8 である。

これによると、監事の合計は 54,365 人、1 法人当たりの平均は 2.2 人で、2 人の法人が 18,132 法人（73.6%）と7割以上を占めている。ほとんどの法人が1人から3人であるが、5人以上の法人も 212 法人ある。活動範囲が全国的なものなど、規模が大きい法人については、ある程度の監事数が必要となるものと考えられる。

監事のうち、常勤監事（公益法人概況調査においては、最低でも週3日以上出勤している監事として）として日常業務に携わっている者の合計は 354 人、常勤監事がいる法人数は 307 法人（全法人数の 1.2%）であった〔資料 44〕。

国所管法人の監事のうち、国家公務員出身者は 1,029 法人の 1,281 人であり、都道府県所管法人の監事のうち、都道府県公務員出身者は 1,669 法人の 2,046 人であった。

監事制度がない法人は 30 法人あった。今後移行する新たな公益法人制度において、財団法人は、監事を必ず置かなければならないとされている。

表1-2-8 監事規模別法人数

所管官庁		法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数
				0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,654	2	0	123	2,185	1,173	105	66	8,780	2.4
	財団	3,066	1	6	270	2,403	351	21	14	6,292	2.1
都道府県所管	社団	8,963	8	4	227	6,509	1,986	154	75	20,226	2.3
	財団	9,093	19	16	468	7,121	1,316	95	58	19,346	2.1
合 計		24,648	30	26	1,076	18,132	4,800	372	212	54,365	2.2
		比率(%)	0.1	0.1	4.4	73.6	19.5	1.5	0.9		
前 年 合 計		24,893	30	31	1,066	18,288	4,882	388	208	54,958	2.2
		比率(%)	0.1	0.1	4.3	73.5	19.6	1.6	0.8		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。

2 合計は共管重複分を除く実数。

(外部監事)

指導監督基準

既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

外部監事の導入状況について示したものが表1-2-9である。

これによると、互助・共済団体等の法人のうち、外部監事を導入していない法人が2,418法人(64.3%)となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入に向け、引き続き強力な指導が必要である。

表1-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	うち外部監事制度	
			がある法人数	がない法人数
国所管	社団	176	131	45
	財団	27	19	8
都道府県所管	社団	2,804	950	1,854
	財団	755	244	511
合 計		3,760	1,342	2,418
		比率(%)	35.7	64.3
前 年 合 計		3,786	1,254	2,532
		比率(%)	33.1	66.9

(注) 共管重複分を除く実数。

(現職公務員理事・監事)

公益法人の役員(理事及び監事)には、法律上、職業や国籍による役員就任への制限はない。しかしながら、現職公務員については、法人を指導監督する立場にあることから、公益法人の役員への就任は原則として適当でないものと考えられている。

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表 1-2-10 である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員（公務員の身分を有する休職出向者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。）を指す。

まず、国所管法人の理事のうち、現職国家公務員は 37 法人の 47 人、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県公務員は 2,556 法人の 5,706 人であり、都道府県所管法人においては、所管官庁出身理事（12,380 人）の約 5 割が現職都道府県公務員ということになる。

次に、国所管法人の監事のうち、現職国家公務員は 4 法人の 4 人、都道府県所管法人の監事のうち、現職都道府県公務員は 813 法人の 955 人であった。

理事と監事とを合計した役員数は、国所管法人においては、39 法人（前年比 13 法人減）に 51 人（前年比 57 人減）の現職国家公務員が就任している。一方、都道府県所管法人においては、2,617 法人（前年比 27 法人減）に 6,661 人（前年比 299 人減）の現職都道府県公務員が就任している。

都道府県所管法人については、職員互助会や都道府県が直接出えんして設立した外郭団体的公益法人が多数存在しており、その業務の実施、監督等のために、国所管法人に比べて現職の都道府県公務員が多数役員に就任しているのが実状である。

表 1-2-10 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁		理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国	所 管	6,720	37	47	4	4	39	52	108
都道府県	所管	18,056	2,556	5,706	813	955	2,617	2,644	6,960
合	計	24,648	2,593	5,753	817	959	2,656	2,695	7,067

(注) 1 役員合計は、理事と監事の合計。
2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。
3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

(現職議員理事)

現職の国会議員及び都道府県議会議員が公益法人の理事に就任している状況を示したものが表 1-2-11 である。

これによると、国所管法人の理事のうち、現職国会議員は 210 法人（前年比 9 法人減）の 330 人（前年比 28 人減）であった。また、都道府県所管法人の理事のうち、現職都道府県議会議員は 710 法人（前年比 80 法人減）の 1,027 人（前年比 112 人減）であった。

表 1-2-11 現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁			現職議員理事		うち常勤	
			法人数	理事数	法人数	常勤理事数
国所管	社団	3,654	91	138	0	0
	財団	3,066	119	192	1	1
	合計	6,720	210	330	1	1
前年国合計		6,776	219	358	0	0
都道府県所管	社団	8,963	249	302	0	0
	財団	9,093	461	725	0	0
	合計	18,056	710	1,027	0	0
前年都道府県合計		18,253	790	1,139	0	0

(有給常勤役員の平均年間報酬額)

指導監督基準

常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

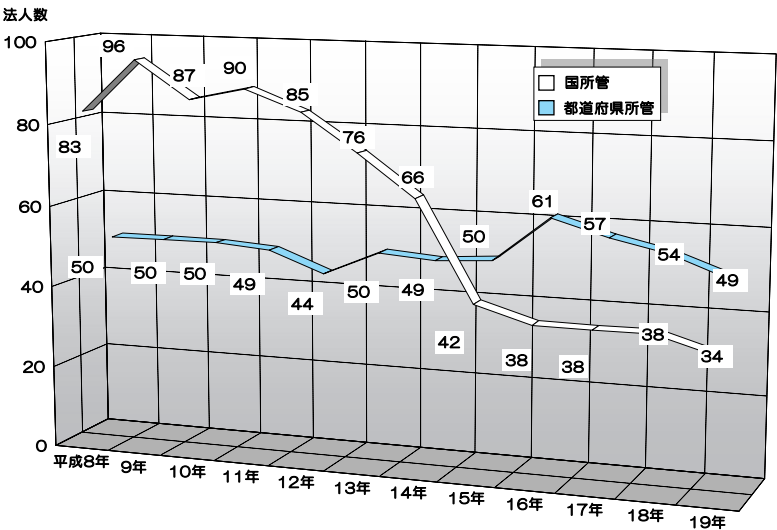
公益法人の定款又は寄附行為においては、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員（役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。）に対する年間報酬の1人当たり平均額の規模別法人数を示したものが表1-2-12である。

これによると、有給の役員がいる法人は9,934法人（全法人の40.3%）であり、常勤役員がいる法人数（12,018法人）よりも少なく、無報酬の常勤役員も相当数存在していることが分かる。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,594法人（有給役員がいる法人の36.2%）と最も多く、次いで400万円未満の法人が3,414法人（同34.4%）であり、800万円未満の法人で7割程度を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も83法人（前年比9法人減）あった（図1-2-13）。

表1-2-12 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,654	1,505	387	862	494	295	89	22
	財団	3,066	1,231	324	447	460	404	188	12
都道府県所管	社団	8,963	6,273	1,427	1,028	198	24	6	7
	財団	9,093	5,780	1,283	1,286	524	129	49	42
合 計		24,648	14,714	3,414	3,594	1,668	844	331	83
		全法人に占める比率(%)	59.7	13.9	14.6	6.8	3.4	1.3	0.3
		有給役員に占める比率(%)		34.4	36.2	16.8	8.5	3.3	0.8
前 年 合 計		24,893	14,864	3,378	3,685	1,678	853	343	92
		全法人に占める比率(%)	59.7	13.6	14.8	6.7	3.4	1.4	0.4
		有給役員に占める比率(%)		33.7	36.7	16.7	8.5	3.4	0.9

図1-2-13 有給常勤役員の平均年間報酬額2,000万円以上の法人数の推移



また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤役員の平均年間報酬額を示したものが表 1-2-14 である。400 万円以上 800 万円未満の法人が 1,662 法人（所管官庁出身者がいる法人の 40.4％）と最も多い。

表 1－2－1 4 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法 人 数 ※	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	1,076	21	112	420	257	201	58	7
	財団	842	20	48	158	226	247	140	3
都道府県所管	社団	1,098	82	395	539	76	4	2	0
	財団	1,127	137	180	565	208	34	3	0
合 計		4,110	260	729	1,662	764	482	203	10
		全法人に占める比率(%)	6.3	17.7	40.4	18.6	11.7	4.9	0.2
		有給役員に占める比率(%)		18.9	43.2	19.8	12.5	5.3	0.3

※ 所管官庁出身常勤役員がいる法人数

（職員）

指導監督基準

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表 1-2-15 である。職員の合計は 56 万 5,738 人、1 法人当たりの平均は 23.0 人、中央値は 3 人である。規模別には、2～9 人の法人が 11,006 法人（44.7％）と半数近くを占め、次に多いのが 10～49 人の法人の 4,759 法人（19.3％）であった。一方、職員が 1 人の法人が 4,280 法人（17.4％）、職員がいない法人が 2,778 法人（11.3％）であった。

一方、100 人以上の職員がいる法人は 958 法人（3.9％）あり、500 人以上の職員がいる法人も 156 法人あった。

公益法人概況調査では、職員のうち最低でも週 3 日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は 47 万 7,508 人であり〔資料 51〕、全職員数の約 84％が常勤職員である。

表1-2-15 職員規模別法人数

所管官庁			職員規模別法人数						職 員 合 計 人 数	職 員 平 均 人 数
			0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上		
国所管	社団	3,654	123	478	2,190	717	67	79	87,526	24.0
	財団	3,066	166	413	1,259	807	189	232	136,769	44.6
都道府 県所管	社団	8,963	1,096	1,989	4,305	1,301	139	133	95,857	10.7
	財団	9,093	1,414	1,409	3,273	1,987	481	529	252,336	27.8
合 計		24,648	2,778	4,280	11,006	4,759	867	958	565,738	23.0
		比率(%)	11.3	17.4	44.7	19.3	3.5	3.9		
前 年 合 計		24,893	2,771	4,333	11,142	4,798	897	952	563,074	22.6
		比率(%)	11.1	17.4	44.8	19.3	3.6	3.8		

(評議員)

指導監督基準

財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事又は監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。

評議員の規模別法人数を示したものが表1-2-16である。評議員（会）制度がある法人は11,387法人（46.2%）で、評議員の合計は26万2,812人であり、当該制度がある法人における1法人当たりの平均評議員数は23.1人、中央値は14人であった。

このうち、財団法人についてみると、評議員（会）制度を設けているのは9,977法人（財団法人の82.3%）であった。

国所管の財団法人と都道府県所管の財団法人とを比較して見ると、国所管の財団法人では3,026法人（98.7%）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の財団法人では6,990法人（76.9%）にとどまっている。

財団法人の評議員規模別の法人数は、10～19人が4,488法人（制度を有している財団法人の45.0%）と最も多く、次いで0～9人が2,426法人（24.3%）、20～29人が1,568法人（15.7%）であった。

表1-2-16 評議員規模別法人数

所管官庁			評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評 議 員 合 計 人 数	評 議 員 平 均 人 数
				法 人 数	0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人		
国所管	社団	3,654	603	80	53	60	42	41	327	49,542	82.2
	財団	3,066	3,026	607	1,360	551	218	127	163	61,892	20.5
都道府 県所管	社団	8,963	807	279	155	100	62	58	153	24,377	30.2
	財団	9,093	6,990	1,823	3,142	1,028	431	231	335	128,000	18.3
全 体	社団	12,530	1,410	359	208	160	104	99	480	73,919	52.4
		比率(%)	11.3	25.5	14.8	11.3	7.4	7.0	34.0		
	財団	12,118	9,977	2,426	4,488	1,568	643	356	496	188,893	18.9
		比率(%)	82.3	24.3	45.0	15.7	6.4	3.6	5.0		
	合計	24,648	11,387	2,785	4,696	1,728	747	455	976	262,812	23.1
		比率(%)	46.2	24.5	41.2	15.2	6.6	4.0	8.6		
前年合計		24,893	11,474	2,766	4,681	1,768	774	470	1,015	269,203	23.5
		比率(%)	46.1	24.1	40.8	15.4	6.7	4.1	8.8		

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。

2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

指導監督基準

評議員及び評議員会に関し、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

運用指針

- ・ 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。
- ・ 同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要である。

財団法人の評議員のうち、所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表 1-2-17 である。また、評議員数と理事数の関係を示したものが表 1-2-18 である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表 1－2－17 財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有り 法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超	
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%		単管	共管
国 所 管	3,026	1,949	716	297	36	13	15	2,962	61	3
都道府県所管	6,990	5,405	1,154	294	40	29	68	6,853	135	2
合 計	9,977	7,332	1,857	587	76	42	83	9,776	196	5
	比率(%)	73.5	18.6	5.9	0.8	0.4	0.8			

表 1－2－18 評議員数と理事数の関係

		総数	理事数					
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
総数		24,648	7,759	11,342	3,462	1,058	421	606
評議員数	制度なし	13,261	3,192	6,345	2,253	728	306	437
	0～9人	2,785	2,175	506	66	19	5	14
	10～19人	4,696	1,982	2,598	98	14	3	1
	20～29人	1,728	287	1,057	347	29	5	3
	30～39人	747	65	379	224	65	10	4
	40～49人	455	31	183	147	55	32	7
	50人以上	976	27	274	327	148	60	140

2. 財務・会計の状況

（年間収入額）

公益法人の年間収入は、大きく分けて、

- ◆ 会費収入（民法上の社員及び賛助会員等からの会費収入を指す。）
- ◆ 財産運用収入（基本財産・運用財産の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- ◆ 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- ◆ 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款又は寄附行為上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表 1-2-19 である。これによると、年間収入額の合計は18兆2,478億円であり、1法人当たりの平均年間収入額は7億4,033万円、中央値は5,801万円である。平均と中央値との間には大きな隔たりがある〔資料23〕。

規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が6,436法人（26.1%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が6,016法人（24.4%）、1千万円未満が5,235法人（21.2%）と続くことから、収入が小規模な法人が多いことが分かる。一方、平均を超える区分である10億円以上の法人は2,373法人（9.6%）に過ぎず、極めて収入額が大きい法人の存在により平均が引き上げられている。

表 1-2-19 年間収入額の規模別法人数

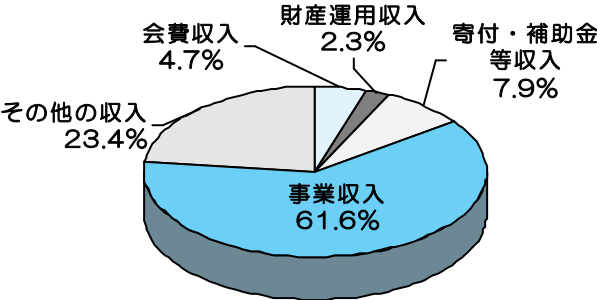
所管官庁		法人数	年間収入額の規模別法人数						年間収入 合計金額 (百万円)	年間収入 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	社団	3,654	268	1,105	698	1,054	225	304	3,024,438	828
	財団	3,066	314	552	344	892	326	638	7,234,702	2,360
都道府 県所管	社団	8,963	2,202	2,839	1,034	2,068	430	390	2,276,539	254
	財団	9,093	2,482	1,946	953	2,064	591	1,057	5,800,467	638
合 計		24,648	5,235	6,436	3,024	6,016	1,564	2,373	18,247,755	740
		比率(%)	21.2	26.1	12.3	24.4	6.3	9.6		
前 年 合 計		24,893	5,274	6,546	3,030	6,048	1,589	2,406	20,309,340	816
		比率(%)	21.2	26.3	12.2	24.3	6.4	9.7		

年間収入の構成を示したものが図表 1-2-20 である。社団法人、財団法人の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。また、社団法人、財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は社団法人・財団法人ともに8%前後である。

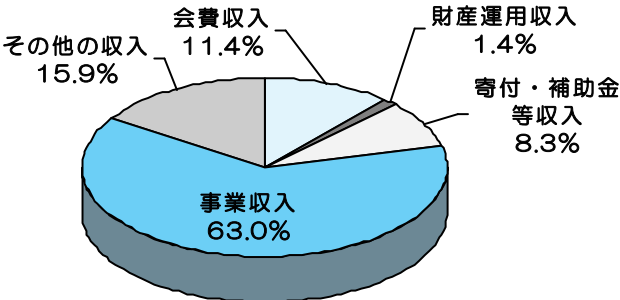
図表 1-2-20 年間収入構成

(百万円)													
		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	補助金等収入						事業収入	その他の収入	合 計
						うち国から	うち都道府県から	うち市区町村から	うち独立行政法人等から	うちその他			
国所管	社団	370,060	49,286	22,332	219,177	101,411	37,794	3,810	51,321	24,587	1,994,045	369,529	3,024,438
	財団	129,859	216,163	190,649	328,150	149,011	51,390	11,984	59,814	55,299	4,459,941	1,910,638	7,234,702
都道府県所管	社団	230,174	25,101	9,004	189,489	23,917	54,673	51,376	23,221	34,406	1,350,083	472,687	2,276,539
	財団	136,337	135,547	57,060	435,452	23,858	228,666	154,416	5,557	20,701	3,516,038	1,519,906	5,800,467
合 計		865,436	425,830	278,840	1,169,672	298,167	371,196	221,188	139,687	134,389	11,243,285	4,265,274	18,247,755
比率 (%)		4.7	2.3	1.5	6.4	1.6	2.0	1.2	0.8	0.7	61.6	23.4	100.0

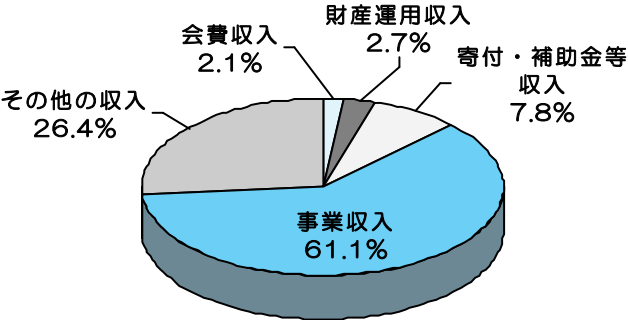
年間収入構成（合計）



年間収入構成（社団）



年間収入構成（財団）



（年間支出額）

公益法人の年間支出は、大きく分けて、

- ◆ 事業費（公益法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- ◆ 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- ◆ 事業に不可欠な固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積立ても支出に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表 1-2-21 である。これによると、年間支出額の合計は18兆2,292億円、1法人当たりの平均は7億3,958万円、中央値は5,756万円であった。

100 億円以上の年間支出額がある法人が 247 法人（1.0%）ある一方で、年間支出額が 100 万円未満の法人が 1,216 法人（4.9%）あった。無償の役務の提供（ボランティア等）もあるため、金銭的な支出規模がその法人の活動状況をそのまま示すものとは言えないが、支出額が極めて小さい法人については、十分な活動が行われていない場合もあるものと考えられる。

年間支出の構成状況を示したものが図表 1-2-22 である。事業費が 65.8%と大きな割合を占めている一方、管理費は 7.8%となっている。

表 1-2-21 年間支出額の規模別法人数

所管官庁		法 人 数	年間支出額の規模別法人数						年間支出 合計金額 (百万円)	年間支出 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	社団	3,654	266	1,096	706	1,058	226	302	2,991,446	819
	財団	3,066	299	572	335	897	324	639	7,232,112	2,359
都道府 県所管	社団	8,963	2,195	2,874	1,018	2,063	422	391	2,275,969	254
	財団	9,093	2,494	1,958	952	2,057	586	1,046	5,817,449	640
合 計		24,648	5,224	6,493	3,005	6,013	1,552	2,361	18,229,170	740
		比率(%)	21.2	26.3	12.2	24.4	6.3	9.6		
前 年 合 計		24,893	5,302	6,522	3,055	6,037	1,581	2,396	20,213,883	812
		比率(%)	21.3	26.2	12.3	24.3	6.4	9.6		

指導監督基準

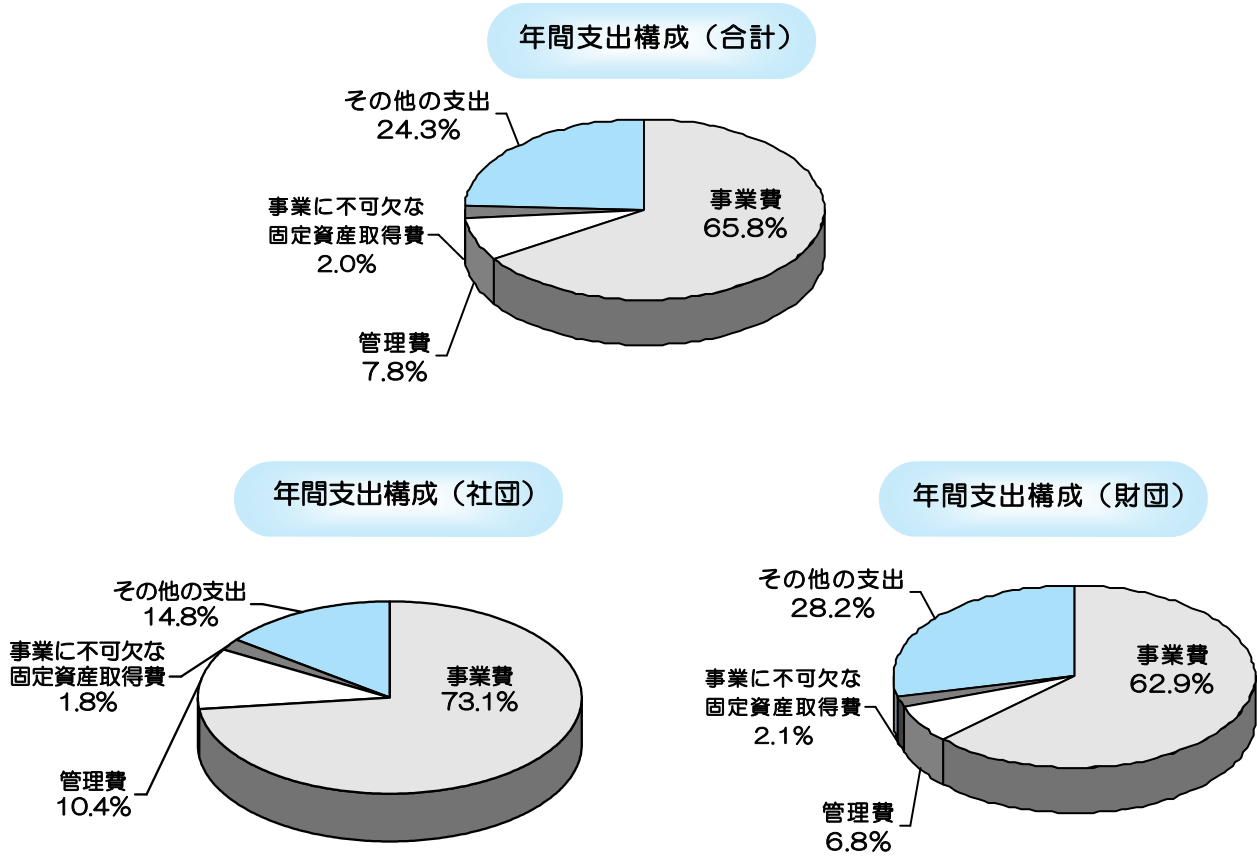
公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

図表 1-2-22 年間支出構成

(百万円)

		事 業 費	管 理 費	事業に不可欠な 固定資産取得費	その他の支出	合 計
国所管	社団	2,348,679	250,299	45,034	347,441	2,991,446
	財団	4,584,419	356,777	133,722	2,157,172	7,232,112
都道府 県所管	社団	1,502,428	295,948	48,108	429,458	2,275,969
	財団	3,628,361	533,516	147,758	1,509,449	5,817,449
合 計		11,994,640	1,427,687	371,099	4,437,335	18,229,170
比率 (%)		65.8	7.8	2.0	24.3	100.0
前 年 合 計		13,068,436	1,491,798	427,431	5,226,205	20,213,883
比率 (%)		64.7	7.4	2.1	25.9	100.0



公益法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模が総支出額の2分の1以上となっている法人は 10,199 法人で全法人の 41.4%であった（表 1-2-23）。

なお、今後移行する新たな公益法人制度における公益社団法人及び公益財団法人の公益認定においては、「公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること」が基準の一つとされている（第3章第4節参照）。

表 1-2-23 公益法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁		法人数	公益法人本来事業費の総支出に占める割合別法人数								50%以上 法人数合計
			0%未満	0%	0% 超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,654	5	71	397	1,259	1,565	341	0	16	1,922
	財団	3,066	17	74	573	943	1,072	356	0	31	1,459
都道府 県所管	社団	8,963	15	504	2,295	2,701	1,903	1,515	2	28	3,448
	財団	9,093	44	763	2,724	2,118	1,835	1,510	9	90	3,444
合 計		24,648	81	1,401	5,973	6,994	6,325	3,698	11	165	10,199
		比率(%)	0.3	5.7	24.2	28.4	25.7	15.0	0.0	0.7	41.4
前 年 合 計		24,893	89	1,368	5,985	7,063	6,364	3,836	14	174	10,388
		比率(%)	0.4	5.5	24.0	28.4	25.6	15.4	0.1	0.7	41.7

管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

管理費の割合が、総支出額の 2 分の 1 以下となっている法人は 22,450 法人で全法人の 91.1%であった（表 1-2-24）。管理費の割合が総支出額の 2 分の 1 を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大な負担となっているかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表 1-2-24 管理費の総支出に占める割合別法人数

所管官庁		法 人 数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下 法人数合計
			0%未満	0%	0%超 25%以下	25 %超 50%以下	50 %超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,654	6	29	2,133	1,321	119	40	0	6	3,489
	財団	3,066	16	52	2,456	464	65	5	1	7	2,988
都道府 県所管	社団	8,963	19	221	5,145	2,699	733	132	2	12	8,084
	財団	9,093	60	417	6,090	1,445	689	330	6	56	8,012
合 計		24,648	101	718	15,742	5,889	1,602	506	9	81	22,450
		比率(%)	0.4	2.9	63.9	23.9	6.5	2.1	0.0	0.3	91.1
前 年 合 計		24,893	107	746	15,671	6,051	1,714	510	18	76	22,575
		比率(%)	0.4	3.0	63.0	24.3	6.9	2.0	0.1	0.3	90.7

（指導監督基準上の収益事業）

指導監督基準

公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の 2 分の 1 以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の 2 分の 1 以上とすること。

公益法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるため、収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和 40 年政令第 97 号〕に定められた課税対象となる 33 業種（なお、平成 20 年 4 月 30 日に法人税法施行令が改正され、課税対象は 34 業種に増加された。）を指すものであり、その目的は問わないものである。

指導監督基準上の収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表 1-2-25 である。これによると、収益事業を行っていない法人が 19,152 法人で、全法人の8割弱を占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の合計金額は1兆540億円（前年比41億円減）であり、1法人当たりの平均金額は4,276万円であった。また、全法人における中央値は0であり、収益事業収入のある法人における中央値は1,969万円であった。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で8,376億円であり、収入が支出を2,164億円上回っている。

指導監督基準では、収益事業の支出規模を、可能な限り総支出額の2分の1以下とすることとされており、収益事業費が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難である。表 1-2-26 によると、全法人の97.1%にあたる23,922法人がこれに適合しているが、適合していない法人も726法人ある。これらの法人については、早急な対応が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行っていくことが必要である。

表 1-2-25 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

■ 収益事業収入額規模別法人数

所管官庁		法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)
			0	1千円未満	1千円以上5千円未満	5千円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上		
国所管	社団	3,654	2,845	401	214	72	96	26	74,541	20
	財団	3,066	2,479	160	160	66	129	72	195,311	64
都道府県所管	社団	8,963	7,099	826	502	187	264	85	204,569	23
	財団	9,093	6,827	757	595	263	423	228	585,148	64
合 計		24,648	19,152	2,135	1,462	584	907	408	1,053,963	43
		比率(%)	77.7	8.7	5.9	2.4	3.7	1.7		
前 年 合 計		24,893	19,547	2,059	1,456	545	904	382	1,058,085	43
		比率(%)	78.5	8.3	5.8	2.2	3.6	1.5		

■ 収益事業費規模別法人数

所管官庁		法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)
			0	1千円未満	1千円以上5千円未満	5千円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上		
国所管	社団	3,654	2,890	412	204	56	72	20	56,142	15
	財団	3,066	2,539	140	159	66	103	59	156,326	51
都道府県所管	社団	8,963	7,446	662	440	140	215	60	155,048	17
	財団	9,093	7,190	625	492	224	382	180	474,581	52
合 計		24,648	19,965	1,828	1,286	486	767	316	837,592	34
		比率(%)	81.0	7.4	5.2	2.0	3.1	1.3		
前 年 合 計		24,893	20,333	1,734	1,284	522	731	289	853,287	34
		比率(%)	81.7	7.0	5.2	2.1	2.9	1.2		

表 1-2-26 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁		法 人 数	指導監督上の収益事業費の総支出額に占める割合								50 % 以下 法 人 数 計 合
			0%未満	0%	0 % 超 25%以下	25 % 超 50%以下	50 % 超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超	
国所管	社団	3,654	1	2,890	651	76	26	8	0	2	3,618
	財団	3,066	3	2,539	405	67	41	10	0	1	3,014
都道府 県所管	社団	8,963	3	7,446	922	310	188	92	0	2	8,681
	財団	9,093	13	7,190	1,208	324	188	151	0	19	
合 計		24,648	20	19,965	3,162	775	441	261	0	24	23,922
		比率(%)	0.1	81.0	12.8	3.1	1.8	1.1	0.0	0.1	97.1
前 年 合 計		24,893	18	20,333	3,131	742	421	232	0	16	24,224
		比率(%)	0.1	81.7	12.6	3.0	1.7	0.9	0.0	0.1	97.3

（法人税法上の収益事業）

公益法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。法人税法上の収益事業の届出の有無及び法人税法上の収益事業の届出がある場合の収益事業における収入額ごとの法人数を示したものが表 1-2-27 である。これによると、9,808 法人（39.8%）が法人税法上の収益事業を行っている。

表 1-2-27 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁		法 人 数	収益事業 届出なし 法 人 数	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数						収益事業届 出合計金額 (百万円)	収益事業届 出平均金額 (百万円)
				0	100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1 千万以上 1 億 円 未 満	1 億 円 以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,654	1,602	46	61	596	856	393	100	706,189	344
	財団	3,066	1,457	48	29	167	470	586	308	1,925,544	1,197
都道府 県所管	社団	8,963	6,371	158	136	597	1,030	592	79	460,196	178
	財団	9,093	5,484	140	141	622	1,193	1,139	374	1,759,488	488
合 計		24,648	14,840	392	366	1,974	3,539	2,687	849	4,794,119	489
		比率(%)	60.2	1.6	1.5	8.0	14.4	10.9	3.4		
前 年 合 計		24,893	15,343	346	352	1,894	3,503	2,652	800	4,754,376	498
		比率(%)	61.6	1.4	1.4	7.6	14.1	10.7	3.2		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

公益法人が法人税法施行令に定められた 33 業種（平成 20 年 4 月 30 日に法人税法施行令が改正され、課税対象は 34 業種となっている。）のいずれの事業を実施しているかについて示したものが表 1-2-28 である。公益法人概況調査では、主たる事業を2つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数よりも多くなっている。これによると、最も多いものは、請負業（2,944 法人）であり、以下、物品販売業（2,697 法人）、不動産貸付業（1,394 法人）、出版業（1,139 法人）であった。

表 1-2-28 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社 団	財 団	合 計		社 団	財 団	合 計
物 品 販 売 業	1,254	1,443	2,697	代 理 業	796	87	883
不 動 産 販 売 業	3	12	15	仲 立 業	32	20	52
金 銭 貸 付 業	7	59	66	問 屋 業	5	2	7
物 品 貸 付 業	31	98	129	鉱 業	1	0	1
不 動 産 貸 付 業	534	860	1,394	土 石 採 取 業	3	4	7
製 造 業	26	56	82	浴 場 業	5	63	68
通 信 業	17	38	55	理 容 業	0	2	2
運 送 業	11	12	23	美 容 業	0	1	1
倉 庫 業	0	6	6	興 行 業	109	347	456
請 負 業	1,486	1,458	2,944	遊 技 所 業	38	74	112
印 刷 業	19	23	42	遊 覧 所 業	9	33	42
出 版 業	606	533	1,139	医 療 保 健 業	524	372	896
写 真 業	16	26	42	技 芸 教 授 業	121	233	354
席 貸 業	118	314	432	駐 車 場 業	126	347	473
旅 館 業	40	382	422	信 用 保 証 業	8	7	15
飲 食 店 業	62	325	387	無 体 財 産 提 供 業	68	66	134
周 旋 業	86	39	125	合 計	6,161	7,342	13,503

(資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権等を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表 1-2-29 である。これによると、資産額の合計は 60 兆 3,983 億円、1 法人当たりの平均は 24 億 5,043 万円、中央値は 1 億 1,041 万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられており、平成 18 年度にそのような法人の一つが廃止されたことから、前年に比べて資産金額は大きく減少している。これらの法人は、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、実態を伴わない負債・資産とも考えられる。資産額が多い法人には、こうした債務保証を主たる事業としているものが多い。

表 1-2-29 資産額規模別法人数

所管官庁		法人数	資産額規模別法人数						資産 合計金額 (百万円)	資産 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円以上		
国所管	社団	3,654	371	1,041	547	1,029	245	421	20,538,783	5,621
	財団	3,066	85	201	178	840	478	1,284	20,571,730	6,710
都道府 県所管	社団	8,963	2,155	2,838	1,217	1,740	401	612	5,546,485	619
	財団	9,093	437	1,482	1,301	3,195	965	1,713	13,876,586	1,526
合 計		24,648	3,041	5,510	3,236	6,768	2,085	4,008	60,398,275	2,450
		比率(%)	12.3	22.4	13.1	27.5	8.5	16.3		
前 年 合 計		24,893	3,098	5,592	3,282	6,831	2,137	3,953	102,632,142	4,123
		比率(%)	12.4	22.5	13.2	27.4	8.6	15.9		

(負債額)

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表 1-2-30 である。これによると、負債額の合計は 39 兆 3,611 億円、1 法人当たりの平均は 15 億 9,693 万円、中央値は 737 万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、前記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1 千万円未満の法人が 13,234 法人（53.7%）、1 千万円以上 5 千万円未満の法人が 4,973 法人（20.2%）と 7 割以上の法人が 5 千万円未満であった。

表 1-2-30 負債額規模別法人数

所管官庁		法人数	負債額規模別法人数						負債 合計金額 (百万円)	負債 平均金額 (百万円)
			1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円以上		
国所管	社団	3,654	1,592	982	344	478	68	190	17,084,139	4,675
	財団	3,066	1,248	541	262	531	177	307	11,743,596	3,830
都道府 県所管	社団	8,963	5,522	1,884	556	600	150	251	3,779,014	422
	財団	9,093	4,925	1,603	612	1,025	280	648	6,815,886	750
合 計		24,648	13,234	4,973	1,761	2,620	668	1,392	39,361,072	1,597
		比率(%)	53.7	20.2	7.1	10.6	2.7	5.6		
前 年 合 計		24,893	13,392	4,986	1,725	2,688	667	1,435	83,428,816	3,351
		比率(%)	53.8	20.0	6.9	10.8	2.7	5.8		

（正味財産額）

正味財産とは、資産から負債を引いた純資産のことであり、民法上登記すべき「資産の総額」をいう。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表 1-2-31 である。これによると、正味財産額の合計は 21 兆 369 億円、1 法人当たりの平均は 8 億 5,349 万円、中央値は 7,670 万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5 千万円未満の法人が 10,337 法人（41.9%）と約 4 割を占める一方で、10 億円以上の法人も 3,049 法人（12.4%）あり、100 億円以上の正味財産を有する法人も 321 法人ある。その一方で 1 千万円未満の法人の中にはマイナス、つまり債務超過状態にある法人も 359 法人存在している。

表 1-2-31 正味財産額規模別法人数

所管官庁			正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
			法人数	1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上	
国所管	社団	3,654	626	1,129	527	879	179	314	3,454,568	945
	財団	3,066	150	230	195	899	466	1,126	8,827,350	2,879
都道府 県所管	社団	8,963	2,857	2,873	1,008	1,490	355	380	1,767,444	197
	財団	9,093	749	1,790	1,313	3,037	954	1,250	7,061,258	777
合 計		24,648	4,342	5,995	3,032	6,281	1,949	3,049	21,036,875	853
		比率(%)	17.6	24.3	12.3	25.5	7.9	12.4		
前 年 合 計		24,893	4,482	6,116	2,991	6,373	1,960	2,971	19,203,319	771
		比率(%)	18.0	24.6	12.0	25.6	7.9	11.9		

（正味財産増減額）

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。公益法人の純資産である正味財産の前年度に比した増減額（正味財産増減額）を示したものが表 1-2-32 である。これによると、正味財産増減額の合計は 1 兆 4,775 億円増加、1 法人当たりの平均は 5,994 万円増加、中央値は 22 万円増加であった。

表 1-2-32 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁			正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減合計 金額 (百万円)	正味財産増減 平均金額 (百万円)
			減少		一定又は増加					
			1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国所管	社団	3,654	463	1,168	550	880	468	125	-21,858	-6
	財団	3,066	642	572	261	550	605	436	1,205,125	393
都道府 県所管	社団	8,963	537	3,116	2,146	2,130	871	163	22,650	3
	財団	9,093	1,041	2,605	1,735	1,971	1,262	479	272,376	30
合 計		24,648	2,667	7,406	4,677	5,505	3,198	1,195	1,477,482	60
		比率(%)	10.8	30.0	19.0	22.3	13.0	4.8		
前 年 合 計		24,893	2,399	7,616	4,972	5,670	3,267	969	249,289	10
		比率(%)	9.6	30.6	20.0	22.8	13.1	3.9		

(内部留保の状況)

指導監督基準

いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とする。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

運用指針

(内部留保の)水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

公益法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことは適当ではない。このため、公益法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産の額等を控除することにより算出することとされている(この場合、貸借対照表における資産・負債の構成によっては内部留保がマイナス値になることがあるが、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではないことに注意する必要がある。)。公益事業を行う非営利法人としての公益法人の性格を踏まえれば、こうした内部留保を過大に有することは適当ではないことから、その水準について、指導監督基準では、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とされている。

内部留保額の状況を示したものが表1-2-33である。これによると、内部留保額の合計は608億円、1法人当たりの平均は247万円、中央値は967万円であった。前年の合計及び平均がマイナス値であるのは、一部の公益法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナス値であるためである。

また、運用指針で望ましい内部留保の水準として定めている「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資産運用等のための支出は含めない。)の合計額の30%程度以下」という水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各公益法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないが、内部留保の水準が高い公益法人については、事業活動が低調な状況が続いていることも考えられるため、積極的に公益事業が行われるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表1-2-34である。これによると、30%以下の水準にある法人は14,169法人(57.5%)であった。

表1-2-33 内部留保額規模別法人数

所管官庁		法 人 数	内部留保額規模別法人数						内部留保 合計金額 (百万円)	内部留保 平均金額 (百万円)
			-1千万円 以下	-1千万円 以上 0円 未満	0円 以上 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円以上		
国所管	社団	3,654	137	103	222	1,082	1,488	622	403,717	110
	財団	3,066	205	67	153	511	1,197	933	240,333	78
都道府 県所管	社団	8,963	454	310	1,120	3,220	3,030	829	-167,942	-19
	財団	9,093	999	383	1,205	2,371	2,869	1,266	-421,052	-46
合 計		24,648	1,786	861	2,665	7,147	8,558	3,631	60,774	2
		比率(%)	7.2	3.5	10.8	29.0	34.7	14.7		
前 年 合 計		24,893	1,849	895	2,845	7,229	8,481	3,594	-244,592	-10
		比率(%)	7.4	3.6	11.4	29.0	34.1	14.4		

表1-2-34 内部留保の水準別法人数

所管官庁			法人数	内部留保の水準別法人数				
				0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上
国所管	社団	3,654		235	2,072	1,087	245	15
	財団	3,066		262	1,470	879	401	54
都道府 県所管	社団	8,963		736	4,275	2,196	1,539	217
	財団	9,093		1,324	3,876	1,497	1,831	565
合 計			24,648	2,546	11,623	5,639	3,992	848
			比率(%)	10.3	47.2	22.9	16.2	3.4
前 年 合 計			24,893	2,620	11,835	5,596	3,976	866
			比率(%)	10.5	47.5	22.5	16.0	3.5

(注)1 内部留保の水準 = $\frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{固定資産取得費}} \times 100$

2 事業費+管理費+固定資産取得費=0となる場合は、分母に便宜的に1(千円)を代入して計算している。

3 内部留保額が0未満の場合等においては、内部留保水準が0%未満になることがある。

3. その他

(株式保有の状況)

指導監督基準

- 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 1における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- 2により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- 2の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成 11 年 9 月末までに処分することとされた。また、株式の保有が認められる場合であっても、公益法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は 2 分の 1 を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表 1-2-35 である。株式を保有していない法人が 22,866 法人と、全体の 9 割以上を占めている。株式を保有している 1,782 法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が 456 法人、基本財産として保有している財団法人が 877 法人、法律による指定で保有している法人数が 7 法人、その他の理由で保有している法人が 664 法人であった。

表 1-2-35 株式の保有状況別法人数

所管官庁					財団法人のみ対象		全法人（社団法人＋財団法人）が対象					
					基本財産	割合（対財団法人％）	ポートフォリオ運用	割合（％）	法律による指定	割合（％）	その他	割合（％）
国所管	社 団	3,654	3,482	95.3	-	-	28	0.8	0	0.0	150	4.1
	財 団	3,066	2,538	82.8	372	12.1	175	5.7	2	0.1	79	2.6
	合 計	6,720	6,020	89.6	372	-	203	3.0	2	0.0	229	3.4
都道府県所管	社 団	8,963	8,686	96.9	-	-	57	0.6	2	0.0	229	2.6
	財 団	9,093	8,284	91.1	505	5.6	197	2.2	3	0.0	209	2.3
	合 計	18,056	16,970	94.0	505	-	254	1.4	5	0.0	438	2.4
全体	社 団	12,530	12,084	96.4	-	-	85	0.7	2	0.0	376	3.0
	財 団	12,118	10,782	89.0	877	7.2	371	3.1	5	0.0	288	2.4
	合 計	24,648	22,866	92.8	877	-	456	1.9	7	0.0	664	2.7
前年全体合計		24,893	23,126	92.9	843	-	464	1.9	13	0.1	666	2.7

（注）株式には、有限会社の持分を含む。

指導監督基準においては、現に株式を保有している公益法人で必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについて、その実態を「公益法人に関する年次報告」で明らかにした上で、原則禁止の下、取扱いを更に検討することとされている。これに基づき、平成 19 年 10 月 1 日現在で処分が困難な株式等を保有している公益法人を調査した結果は、資料 71 のとおりである。

株式を保有している 1,782 法人が何社の株式を保有しているかを示したものが表 1-2-36 である。これによると、1 社のみの株式を保有している法人が 1,062 法人（59.6%）であり、2～5 社の株式を保有している 529 法人（29.7%）と合わせて全体の 9 割近くを占めている。

表 1-2-36 株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数※	株式保有会社数別法人数					
			1 社	2～5 社	6～9 社	10～19 社	20～49 社	50 社以上
国所管	社 団	172	121	41	3	4	2	1
	財 団	528	288	171	27	23	12	7
都道府県所管	社 団	277	204	59	6	5	2	1
	財 団	809	453	258	46	33	15	4
合 計		1,782	1,062	529	82	65	31	13
		比率（%）	59.6	29.7	4.6	3.6	1.7	0.7
前 年 合 計		1,767	1,041	539	72	67	33	15
		比率（%）	58.9	30.5	4.1	3.8	1.9	0.8

※ ここでいう「法人数」は、株式を保有している法人の数である。

（注）株式には、有限会社の持分を含む。

また、当該営利企業が発行する株式の保有割合別の法人数を示したものが表 1-2-37 である。これによると、大半の法人が 20%未満の保有であるが、過半数を保有している法人も 77 法人あった。

表 1-2-37 株式保有割合別法人数

所管官庁		株式保有法人数	株式保有割合別法人数		
			20%未満	20～50%	過半数
国所管	社団	172	147	26	8
	財団	528	487	73	13
都道府県所管	社団	277	258	15	19
	財団	809	715	139	37
合 計		1,782	1,603	253	77

(注) 複数の株式会社につき、それぞれ異なる割合で株式を保有している法人があるため、保有割合別の法人数の合計は、株式保有法人数の合計よりも多くなる。

さらに、当該営利企業（特例有限会社も含む。）が発行する株式の過半数を占める株式を保有している 77 法人が何社について過半数の株式を保有しているかを示したものが表 1-2-38 である。1 社のみの株式を保有している 69 法人（89.6%）で、全体の約 9 割を占めている。

表 1-2-38 過半数株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数※	過半数株式保有会社数別法人数					
			1 社	2 社	3～5 社	6～9 社	10～19 社	20 社以上
国所管	社団	8	7	0	1	0	0	0
	財団	13	12	0	1	0	0	0
都道府県所管	社団	19	17	1	1	0	0	0
	財団	37	33	2	1	1	0	0
合 計		77	69	3	4	1	0	0
		比率(%)	89.6	3.9	5.2	1.3	0.0	0.0
前 年 合 計		79	68	5	4	1	0	1
		比率(%)	86.1	6.3	5.1	1.3	0.0	1.3

※ ここでいう「法人数」は、株式を保有している法人の数である。

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

(情報公開の状況)

指導監督基準

1. 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
- ① 定款又は寄附行為
 - ② 役員名簿
 - ③ (社団法人の場合) 社員名簿
 - ④ 事業報告書
 - ⑤ 収支計算書
 - ⑥ 正味財産増減計算書
 - ⑦ 貸借対照表
 - ⑧ 財産目録
 - ⑨ 事業計画書
 - ⑩ 収支予算書
2. 所管官庁においては、1に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

公益法人の情報公開については、民法に規定はないが、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相應の社会的責任を有する公益法人が自主的に情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされ、平成 10 年 1 月以降に始まる事業年度（平成 10 事業年度）から実施されている。

情報公開を求められる各項目の公開率の平均は 87.9%であった（表 1-2-39）。

表 1-2-39 情報公開の状況

所管官庁		定款又は 寄附行為	役員名簿	平成18年度書類						平成19年度書類		平均
				事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	99.8	99.7	98.2	97.7	96.5	97.7	97.5	93.1	98.2	97.9	97.6
	財団	99.2	99.2	95.8	94.6	95.3	95.5	95.5	-	95.5	95.1	96.2
	合計	99.5	99.5	97.1	96.3	96.0	96.7	96.6	93.1	96.9	96.7	96.8
都道府 県所管	社団	92.0	92.6	86.4	85.6	75.4	80.9	83.7	77.2	86.9	85.8	84.7
	財団	91.3	90.9	86.1	85.4	77.6	82.3	84.7	-	85.5	85.4	85.5
	合計	91.6	91.7	86.2	85.5	76.5	81.6	84.2	77.2	86.2	85.6	84.6
全体	社団	94.2	94.6	89.8	89.1	81.4	85.7	87.7	81.7	90.1	89.2	88.4
	財団	93.3	93.0	88.5	87.7	82.0	85.6	87.4	-	87.9	87.8	88.1
	合計	93.7	93.8	89.1	88.4	81.7	85.6	87.5	81.7	89.0	88.5	87.9
前年全体合計		93.6	93.6	89.7	89.4	81.0	85.6	87.9	82.7	89.6	89.3	88.2

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。

2 「平成18年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成18年度法人数(平成18年10月1日以前に設立された法人数(実数))を、「平成19年度書類(事業計画書、収支予算書)」は、平成19年度法人数(平成19年10月1日以前に設立された法人数(実数))を用いて割合を計算。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するため、平成 13 年 8 月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた(資料 12。詳細については第 2 章第 3 節参照)。同申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、最新の業務・財務等に関する資料をインター

ネットで公開するよう要請している。

平成19年10月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表1-2-40である。これによると、国所管法人のホームページ開設率は86.3%（前年比3.7%増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は53.1%（前年比3.6%増）であった。申合せ後、国所管法人、都道府県所管法人ともに毎年開設率が向上しているが、特に都道府県所管法人について開設率が更に向上するよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

表1-2-40 ホームページの開設及び項目別掲載状況

(%)

所管官庁			開設法人数		定款・ 寄附行為	役員 名簿	事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産 目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書
				割合 (%)										
国所管	社団	3,654	3,242	88.7	73.8	77.0	70.3	70.1	66.2	67.9	65.4	55.1	72.6	68.8
	財団	3,066	2,556	83.4	70.0	74.7	66.6	65.0	63.8	65.0	62.9	—	65.5	63.1
	合計	6,720	5,798	86.3	72.1	76.0	68.6	67.8	65.1	66.6	64.3	55.1	69.4	66.2
都道府 県所管	社団	8,963	5,247	58.5	17.7	29.2	16.3	12.7	11.5	11.6	10.8	19.0	19.2	11.9
	財団	9,093	4,343	47.8	24.4	26.0	23.2	22.5	22.3	22.1	20.3	—	23.8	21.3
	合計	18,056	9,590	53.1	21.1	27.6	19.8	17.7	17.0	16.9	15.6	19.0	21.5	16.7
全体	社団	12,530	8,410	67.1	33.7	42.9	31.7	29.1	28.0	27.7	26.3	29.2	34.3	28.0
	財団	12,118	6,867	56.7	35.8	38.1	34.0	33.1	33.2	32.8	30.9	—	34.3	31.8
	合計	24,648	15,277	62.0	34.7	40.5	32.8	31.1	30.6	30.2	28.6	29.2	34.3	29.8
前年全体合計		24,893	14,527	58.4	32.2	37.6	30.5	29.5	26.7	28.0	26.7	28.2	32.2	28.3

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。
2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

(所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、民法第67条第1項及び第2項により、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、府省令、知事規則等により、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への書類提出状況を示したものが表1-2-41である。これらの書類は、指導監督基準において各所管官庁が情報公開を行う対象ともなっているため、確実に提出させるよう、適切な指導を行うことが必要である。

表1-2-41 所管官庁への書類提出状況

(%)

所管官庁		平成18年度書類						平成19年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	98.8	98.6	98.4	98.6	98.7	94.5	99.0	99.0	98.2
	財団	97.5	96.6	97.5	97.4	97.4	—	97.3	97.3	97.3
	合計	98.2	97.7	98.0	98.0	98.1	94.5	98.2	98.2	97.6
都道府県所管	社団	96.8	96.7	89.7	90.3	94.3	85.1	96.2	96.4	93.2
	財団	96.1	96.1	91.3	91.8	95.1	—	94.7	95.6	94.4
	合計	96.4	96.4	90.6	91.1	94.7	85.1	95.5	96.0	93.2
全体	社団	97.4	97.3	92.5	92.8	95.7	87.9	97.0	97.1	94.7
	財団	96.4	96.2	93.1	93.3	95.7	—	95.4	96.0	95.2
	合計	96.9	96.7	92.8	93.1	95.7	87.9	96.2	96.6	94.5
前年全体合計		97.1	97.3	92.2	92.2	95.5	87.1	96.5	96.8	94.3

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿（社団のみ）・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。
2 「平成18年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成18年度法人数（平成18年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「平成19年度書類（事業計画書、収支予算書）」は平成19年度法人数（平成19年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を用いて割合を計算。

（立入検査の実施状況）

所管官庁は、民法第67条第3項により、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、公益法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

表1-2-42は、平成19年度公益法人概況調査によって集められた平成18年度までのデータ（平成19年10月1日現在）に基づく過去3年間における立入検査の実施状況を示したものである。

立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、平成13年2月には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」が申し合わされ、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められている〔資料11〕。

表1-2-42 立入検査の実施状況

所管官庁	立入検査の実施状況 (%)			
	16年度	17年度	18年度	16～18年度
国 所 管 合 計	43.4	40.3	41.2	97.1
都道府県所管合計	28.5	28.9	31.7	69.4
全 体	32.8	32.2	34.4	77.3

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。
2 「16年度」は平成16年度法人数（平成16年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「17年度」は平成17年度法人数（平成17年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「18年度」は平成18年度法人数（平成18年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を、「16～18年度」（3年間に1度以上実施）は平成19年度法人数（平成19年10月1日以前に設立された法人数（延べ数））を用いて割合を計算。

同申合せに基づき、平成19年度中に各府省が行った国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表1-2-43である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ3,056法人で、延べ所管法人数全体（7,188法人）の42.5%であった。このうち改善すべき点があった法人数は1,551法人（立入検査を実施した法人の50.8%）であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- ◆ 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- ◆ 内部留保の水準が高い
- ◆ 事務処理等に関する規程が整備されていない
- ◆ 情報公開対応が適切に行われていない
- ◆ 同一業界理事が2分の1以上

また、平成17年度から19年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ6,993法人で、延べ所管法人数全体（7,188法人）の97.3%であった。

各府省においては、同申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

表1-2-43 平成19年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

(平成20年3月31日現在)

府 省 名	所管公益法人数	平成19年度立入 検査実施法人数	平成19年度に改善 すべき点のあった 法人数	平成17年度～19年 度立入検査実施法人 数	平成17年度～19年度 立入検査実施率(%) (平成17～19年度実 施法人数/所管法人数× 100)
内 閣 府	88	38	18	88	100.0
警 察 庁	48	48	12	48	100.0
金 融 庁	132	40	36	131	99.2
総 務 省	302	69	39	297	98.3
法 務 省	137	64	12	138	100.0
外 務 省	219	72	10	199	90.9
財 務 省	708	489	276	707	99.9
文 部 科 学 省	1,951	648	354	1,813	92.9
厚生労働省	1,091	404	177	1,070	98.1
農 林 水 産 省	437	268	152	437	100.0
経 済 産 業 省	818	284	127	813	99.4
国 土 交 通 省	1,142	591	316	1,138	99.6
環 境 省	93	37	18	93	100.0
防 衛 省	22	4	4	21	95.5
合 計	7,188	3,056	1,551	6,993	97.3

※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

※ 平成17年度～19年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

(平成20年3月31日現在)

府 省 名	平成19年度に 改善すべき点の あった法人数	法人運営面で改善 すべき点のあった 法人数	事業の内容・実施等 の面で改善すべき点のあ った法人数	財務・会計面で改善す べき点のあった法人数	その他
内 閣 府	18	11	7	13	0
警 察 庁	12	1	6	8	0
金 融 庁	36	25	9	23	0
総 務 省	39	21	12	29	0
法 務 省	12	2	4	12	1
外 務 省	10	6	3	8	0
財 務 省	276	182	87	149	0
文 部 科 学 省	354	262	110	245	0
厚生労働省	177	106	49	120	0
農 林 水 産 省	152	70	61	101	0
経 済 産 業 省	127	100	48	79	0
国 土 交 通 省	316	170	113	178	0
環 境 省	18	10	7	13	0
防 衛 省	4	4	1	1	0
合 計	1,551	970	517	979	1

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成19年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。